

施工計画書の手引き

(開削管路・舗装工事編)

緑字は、今回修正箇所

令和 6 年 6 月

香川県広域水道企業団

目次

1. 施工計画書について	1
2. 施工計画書作成にあたっての注意点	1
【記載例：設計図書の照査に関する確認報告書】	2
3. 対象工事	3
4. 施工計画書の記載事項	3
5. 施工計画書における留意事項	3
【記載例】工事打合簿（施工計画書提出時）	5
【記載例】加除一覧表	5
6. 記載要領	6
①表紙及び目次	6
1. 表紙（例）	6
2. 目次（例）	7
②施工計画書本文	8
1. 工事概要	8
【例：工事概要】	8
2. 計画工程表	9
3. 現場組織表	11
4. 指定機械	12
5. 主要機械	15
【記載例：主要機械】	15
【記載例：県外品の使用理由書】	17

7. 施工方法	18
【記載例：7. 施工方法】	19
【記載例】作業フロー（工事全体フロー図）	20
【記載例：7-1 準備工フロー】	21
【記載例：7-2 舗装版切断工フロー】	23
【記載例：7-3 管布設（開削）工フロー】	24
【記載例：7-4 給水切替工事フロー】	34
【記載例：7-5 舗装本復旧工（車道部）フロー】	35
【記載例：7-5 舗装本復旧工（歩道部）フロー】	37
【記載例：7-6 区画線工（溶融式区画線）フロー】	39
7-7-1 仮設備計画	40
7-7-2 工事用地等	41
7-7-3 土止め設置	42
8. 施工管理計画	43
【記載例】写真管理計画	45
【記載例】段階確認	46
【記載例】中間検査	47
【記載例】材料確認	47
【例】施工管理計画	48
9. 安全管理	50
【記載例】安全管理	51
【記載例】工事安全教育及び訓練についての月別活動計画	53
【記載例：作業主任者及び有資格者一覧表】	54
【資料①：作業主任者選任業務一覧表その1】	55
【資料②：作業主任者選任業務一覧表その2】	56
【資料③：資格を要する主な作業】	57
10. 緊急時の体制及び対応	58
・緊急時の体制及び対応（事例）	58
11. 交通管理	59
【記載例：交通管理】	59
【記載例】過積載防止対策	62

1 2 . 環境対策	63
【記載例：環境対策】	63
1 3 . 現場作業環境の整備	64
1 4 . 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	65
《作成例》	66
1 5 . その他	67
【添付 1：別表 1 段階確認一覧】	69
【添付 2：別表 2 施工状況把握一覧】	73
【添付 3：別表 中間検査実施基準】	75
【添付 4：様式 1 創意工夫・社会性等に関する実施状況】	77
【添付 5：様式 2 創意工夫に関する実施状況（項目別説明資料）】	78
【添付 6：様式 3 社会性等に関する実施状況（項目別説明資料）】	79

1. 施工計画書について

施工計画書は、工事目的物を完成させるための一切の手段を記載したもので、工事における制約条件（工期、工事費、品質の確保、安全の確保、地域環境の保全等）を考慮し、契約図書等に特別な定めがない限り、受注者が自己の責任において定めるものである。

※香川県広域水道企業団水道工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。） 1-1-5. 書類の提出（3）1で「受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事にあつては、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出すること。」と規定している。つまりは、発注者に提出するものであり、承諾を得るものではない。

2. 施工計画書作成にあたっての注意点

（1）施工計画書は、受注者が設計図書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理方法を立案し、共通仕様書の規定を具体的に示すものである。

施工計画書の作成にあつては、設計図書の照査を行い、工事監督員への結果報告の後に作成するものとする。ただし、提出時に記載項目のうち施工方法等に変更予定がある場合若しくは未定箇所がある時は、その項目を未定と記載し、確定後に提出してもよい。

・設計図書の照査の手順（香川県広域水道企業団工事請負契約約款第18条関係）

①設計図書で指定のあつた施工上の基本条件（作業時間、交通規制、指定機械など）や施工中の振動・騒音の配慮面や地下埋設物、架空線、近接構造物の状況、資機材の搬入ルート、作業ヤード、通行道路などを現地踏査し、確認すること。

②設計図書の確認を行い、図面の記入漏れや設計図に基づく適正な施工が可能かなどを確認します。なお、目視可能な横断管等は、その寸法、標高、地盤高を測量します。

③照査結果を反映した図面（平面図・横断面図・配管詳細図等の施工図）を作成します。

照査が完了次第、照査結果を工事監督員に報告（※）し、その結果を反映した施工計画書を作成します。

※設計図書照査結果の報告書等の様式は定めていないが、照査結果の添付も無く、安易に「工事打合簿」1枚のみで済ませるようなことはしないこと。

次頁の「記載例：設計図書の照査に関する確認報告書」を参考にすること。

【記載例：設計図書の照査に関する確認報告書】

設計図書の照査に関する確認報告書
(香川県広域水道企業団工事請負契約約款第18条関係)

工事名： 令和〇年度 〇〇市 市道〇〇線 配水管更新工事 (〇〇工区)
工事場所： 〇〇市 〇〇 受注者： (株) 〇〇建設 照査提出年月日： 令和〇年〇月〇日

確認項目 (工事請負契約約款第18条関係)		照査実施 終了日	疑義の有無	質疑番号
(1)	設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計書 <input checked="" type="checkbox"/> 図面 <input checked="" type="checkbox"/> 仕様書 <input checked="" type="checkbox"/> 現場説明 <input type="checkbox"/> 設計書	R〇.〇.〇	有 ・ 無	
(2)	設計図書に誤りがある又は表示されるべきことが表示されていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計書 <input checked="" type="checkbox"/> 図面 <input checked="" type="checkbox"/> 数量計算書 <input type="checkbox"/>	R〇.〇.〇	有 ・ 無	
(3)	設計図書の表示が不十分、不正確、不明確で、施工における判断がつかない。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計書 <input checked="" type="checkbox"/> 図面 <input checked="" type="checkbox"/> 数量計算書 <input type="checkbox"/>	R〇.〇.〇	有 ・ 無	
(4)	設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況が異なる。※ <input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物等 <input checked="" type="checkbox"/> 地表面の凹凸 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	R〇.〇.〇	有 ・ 無	
(5)	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じた。※ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	非該当	有 ・ 無	
(6)	その他 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	非該当	有 ・ 無	

この様式は当初の照査報告のみに使用する。なお施工中に疑義が生じた項目については、その都度、監督員に対して工事打合せ簿を提出するとともに、別途「香川県広域水道企業団工事請負契約約款第18条関係に基づく、確認一覧表」を更新し提出するものとする。

- ※ (4) 「設計図書に明示された施工条件」の例
(自然的条件) 掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さなどの地表面の凹凸形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木などの除去すべき物の有無など
(人為的条件) 地下埋設物、地下工作物、架空線、土取(土捨)場、工事用道路、作業用ヤード、通行道路 など
- ※ (5) の例
(自然的なもの) 軟弱地盤の発見、転石の発見、有毒ガスの噴出 など
(人為的なもの) 騒音規制、交通規制、埋蔵文化財の発見、住民運動、環境運動 など

香川県広域水道企業団工事請負契約約款第18条関係に基づく、確認一覧表

令和〇年度 〇〇市 市道〇〇線 配水管更新工事 (〇〇工区)

番号	質問事項	受注者の意見 (あれば記載)	事業課回答 (監督員記載)	コンサルタント意見 (あれば監督員記載)	済・新規
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※必要に応じて発注図面等を使用すること。

(2) この「施工計画書の手引き」は、一般的な記述となっているので、設計図書・共通仕様書等を十分理解のうえ、現場の施工条件や自社の体制・施工能力等に整合した施工計画書を作成すること。

(3) 香川県広域水道企業団特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)第3条では「施工計画書は最新版を現場事務所(現場事務所が無い場合は現場代理人若しくは主任(監理)技術者が所持)に常備すること。」と規定している。

3. 対象工事

共通仕様書において、「受注者は、工事請負代金額が 500 万円以上の工事にあつては、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出すること。なお、上記以外の工事については、工事監督員の指示があつた場合には、施工計画書を作成し、工事監督員に提出すること。」となつており、4.の事項について記載するものとする。

ただし、緊急対応を行う維持修繕工事等においては、記載事項の一部を省略することができる。

4. 施工計画書の記載事項

1. 工事概要(※)
2. 計画工程表(※)
3. 現場組織表
4. 指定機械(※)
5. 主要機械(※)
6. 主要資材(※)
7. 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）(※)
8. 施工管理計画(※)
9. 安全管理
10. 緊急時の体制及び対応
11. 交通管理(※)
12. 環境対策(※)
13. 現場作業環境の整備(※)
14. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
15. その他
(※) 緊急対応を行う維持修繕工事等で省略可能な事項

5. 施工計画書における留意事項

- (1) 施工計画を立てるためには、まず、工事の契約書、設計図書などを十分に理解するとともに、現場条件を調査しなければならない（共通仕様書 1-1-4）。
- (2) 施工計画の決定には、これまでの経験も貴重であるが、常に改良を試み、新しい工法、新しい技術の採用に対する心構えが必要である。
- (3) 過去の実績や経験を生かすとともに、理論と新工法を考慮して、現場の施工に合致した大局的な判断が大切である。
- (4) 施工計画の検討は、主任技術者のみにたよることなく、会社の組織を活用して、全社的に高度な技術水準で検討する。
- (5) 施工計画を決定するときは、1つの計画のみでなく、いくつかの代案を作り、経済性も考慮した最も適した計画を採用する。
- (6) 打合せ等において、工事監督員から指示された事項については、さらに詳細な施工計画書を提出する。

(7) 下請契約がある場合に作成する「施工体制台帳」と「施工体系図」は、施工計画書には記載せず、別途契約担当者へ提出すること。

なお、下請契約を予定している受注者は、施工計画書提出時又は、下請契約時に「施工体制台帳」と「施工体系図」の作成書類を工事監督員に提示し、事前確認を受けること。

(8) 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、変更に関連するものについて、変更施工計画書を提出する。**ただし、1ヶ月以内の工期延長や1割以内の数量の増減のみで施工計画に大きく影響しない変更は、変更施工計画書の提出は不要とする。**

(共通仕様書 1-1-5(3)-4)

(9) 施工計画書は、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、仮設、施工方法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者が、その責任において定めるものであることから、安易な当手引きの複写による作成は厳に慎むこと。

施工計画書（当初）を監督員に提出する際は、工事打合簿で提出すること。変更施工計画書提出時も同様とする。なお、変更時に提出する変更施工計画書は、日付や内容を一覧表にし、変更内容が把握できるように加除式で作成すること。

変更部分（最新）のみ加除一覧表及び該当部分を**赤字**で記入すること。

《変更施工計画書の提出が不要な事例》

- ・ 機械や資材の調達計画、関連工事、地元対策、交通規制等に影響しない1ヶ月以内の工期延長時（共通仕様書 1-1-5(3)-4)
- ・ 提出済の施工計画書から工程や工法に影響しない1割以内の数量や金額の増減のみの変更契約時（共通仕様書 1-1-5(3)-4)

【記載例】 工事打合簿（施工計画書提出時）

工事打合簿															
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日												
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他() ↑提出にチェック														
工事名	〇〇市 市道〇〇線 配水管更新工事 (〇〇工区)														
(内容) 【記載例】 水道工事共通仕様書1-1-5 (3) - 1に基づき、施工計画書 (当初) を提出します。															
添付図 葉、その他添付図書															
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input checked="" type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他() ↑受理にチェック 令和 年 月 日													
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他() ↑提出にチェック 令和 年 月 日													
<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 10px;"> <tr><td>総括監督員</td><td>主任監督員</td><td>監督員</td><td>現場技術員(委託)</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>現場代理人</td><td>主任(監理)技術者</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>		総括監督員	主任監督員	監督員	現場技術員(委託)					現場代理人	主任(監理)技術者				
総括監督員	主任監督員	監督員	現場技術員(委託)												
現場代理人	主任(監理)技術者														

工事打合簿															
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日												
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他() ↑提出にチェック														
工事名	〇〇市 市道〇〇線 配水管更新工事 (〇〇工区)														
(内容) 【記載例】 水道工事共通仕様書1-1-5 (3) - 4に基づき、変更施工計画書 (第〇回変更) を提出します。															
添付図 葉、その他添付図書															
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input checked="" type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他() ↑提出にチェック 令和 年 月 日													
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他() ↑提出にチェック 令和 年 月 日													
<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 10px;"> <tr><td>総括監督員</td><td>主任監督員</td><td>監督員</td><td>現場技術員(委託)</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>現場代理人</td><td>主任(監理)技術者</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>		総括監督員	主任監督員	監督員	現場技術員(委託)					現場代理人	主任(監理)技術者				
総括監督員	主任監督員	監督員	現場技術員(委託)												
現場代理人	主任(監理)技術者														

【記載例】 加除一覧表

変更回	提出日	変更内容 (該当ページ)	備考
1	R〇.〇.〇	創意工夫の実施計画を新規追加 (P.〇-〇~〇-〇)	
2	R〇.〇.〇	工期延長による変更 ・計画工程表変更 (P.〇) ・段階確認時期変更 (P.〇) ・安全教育の実施項目追加 (P.〇-〇)	
3	R〇.〇.〇	工事内容の変更 ・仮設配管の追加 (P.〇)	
4	R〇.〇.〇	交通管理変更 ・交通規制方法、規制時間、保安設備配置計画を変更	

6. 記載要領

①表紙及び目次

1. 表紙（例）

令和○年度

○○市 市道○○線 配水管更新工事 （○○工区）

施 工 計 画 書

令和○年○月

○○建設株式会社

（注） 1. 施工計画書はA 4版とする。

2. 工事打合簿を添付し工事監督員に提出するものとする。

2. 目次（例）

目 次

1. 工事概要	P.○
2. 計画工程表	P.○
3. 現場組織表	P.○
4. 指定機械	P.○
5. 主要機械	P.○
6. 主要資材	P.○
7. 施工方法	P.○
8. 施工管理計画	P.○
9. 安全管理	P.○
10. 緊急時の体制及び対応	P.○
11. 交通管理	P.○
12. 環境対策	P.○
13. 現場作業環境の整備	P.○
14. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	P.○
(1) 再生資源利用促進計画書	P.○
(2) 再生資源利用計画書（確認調査票含む）	P.○
(3) 建設廃棄物処理委託契約書	P.○
15. その他	P.○

②施工計画書本文

1. 工事概要

【例：工事概要】

工 事 概 要			
施 工 年 度	令和〇年度		
工 事 名	〇〇市 市道〇〇線 配水管更新工事 (〇〇工区)		
工 事 場 所	〇〇市〇〇町		
工 期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
請 負 代 金	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円		
発 注 者	香川県広域水道企業団 企業長(〇〇ブロック統括センター所長) 〇〇課 (Tel)		
受 注 者	〇〇建設株式会社 (Tel)		
工 事 内 容	GX 形ダクタイトル鑄鉄管	φ300 mm	L=〇〇〇.〇m
	GX 形ダクタイトル鑄鉄管	φ100 mm	L=〇.〇m
	配水用ポリエチレン管	φ75 mm	L=〇〇〇.〇m
	ソフトシール仕切弁	φ300 mm	N=1 基
	空気弁	φ75 mm	N=1 基
	不断水仕切弁	φ300 mm	N=1 基

- (注) 1. 受注者の欄は、支店がある場合には、その支店等の名称と電話番号も併記する。
2. 工事内容の項目は設計図書の内訳書や工事数量総括表等の写しでもよい。
3. 発注者の連絡先は企業長（BC 所長）ではなく担当課とする。

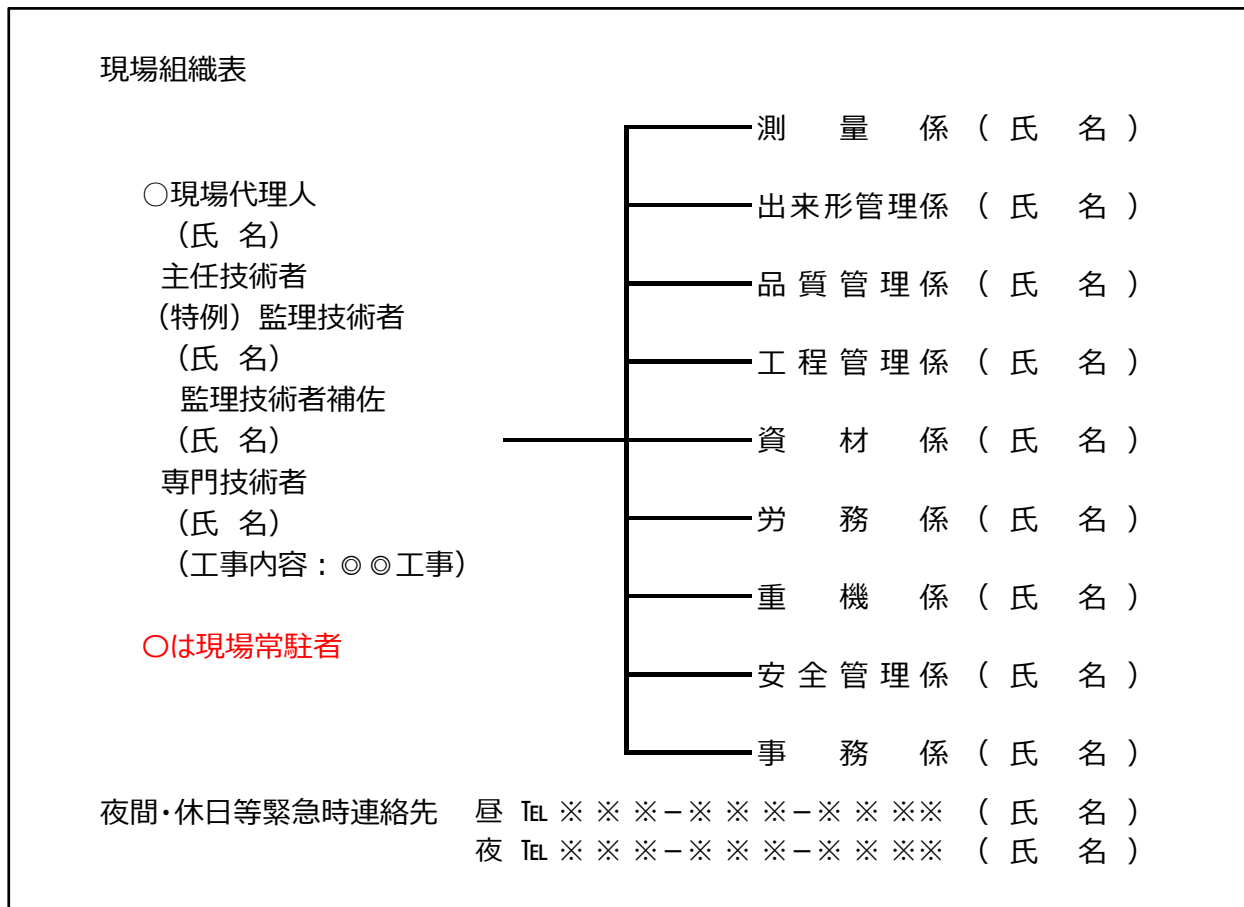
3. 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、主任（監理）技術者、専門技術者を置く工事についてはそれを記載する。また、施工管理に関して、それぞれの担当区分及び氏名等を記載する。

【留意点】

- ・施工体系図については、施工計画書には記載せず、別途提出とすること。
- ・専門技術者が不要の場合は、現場組織表に記載の必要はない。

【記載例：現場組織表】



- (注) 1. **現場代理人以外でも現場常駐者には○印をつける。**
2. 主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者）、監理技術者補佐（特例監理技術者を配置する場合）の氏名及び専門技術者を置く工事については氏名と担当工事内容を記載する。
なお、監理技術者を配置する場合は、（特例）を削除して記載すること。
3. **現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記載する。**
4. 現場事務所（工事関係者の見やすい場所）に掲示すること。（特記仕様書第4条）
5. 主任（監理）技術者及び作業主任者は受注した工事を施工する上で必要となる資格を有する現場従事者の氏名等を記入する。資格（登録）証の写しも添付する。ただし、資格内容・取得年・氏名・顔写真が判別できれば良いため、資格確認に必要な個人情報は黒塗りが良い。

4. 指定機械

工事に使用する建設機械のうち、設計図書、共通仕様書、特記仕様書等で指定されている建設機械（排出ガス規制等）について、使用計画書を作成する。

(1) 排出ガス対策型建設機械（共通仕様書 1-4-5(4)）

受注者は、工事の施工に当たり表-1. 3 に示す一般工事中用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 17 年法律第 51 号）に基づく技術基準に適合する機械、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月建設大臣官房技術審議官通達）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成 18 年 3 月国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。ただし、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすことができるが、これにより難しい場合、工事監督員と協議するものとする。

表-1. 3 一般工事中用建設機械（共通仕様書抜粋）

機 種	備 考
バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発電発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。

・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの。

・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの。

○特記仕様書 第 28 条

本工事中において排出ガス対策型対象機械は、全て排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、入手困難な場合は、工事監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書等にその旨を明記するとともに、工事現場において使用する機械の写真撮影を行い、工事監督員に提出しなければならない。

(2) 低騒音型・低振動型建設機械（共通仕様書 1-4-5(5)）

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 51 年 3 月建設省経機発題 54 号）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年 7 月建設省告示第 1536 号）に基づき指定された建設機械を使用する。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められている機種又は対策をもって協議することができるものとする。

※なお、低騒音型建設機械については、指定騒音対策型であることがわかるようにラベル数字「97」が確認できるように写真を撮影すること。

ラベル数字が「97」となっているものが「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年 7 月建設省告示第 1536 号）に基づき指定された対象機械です。

ラベルに記載された数字が「89」の場合は対象から外れており使用範囲は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年 7 月建設省告示第 1536 号）附則第 2 項（経過措置）を確認すること。



【留意点】

- ・ 指定された建設機械については、受注者が実際に使用する規格はすべて記載すること。（金抜き設計書に記載された規格と整合させる必要はない）
- ・ 特殊な工法や工事中の安全確保のために機械を指定することがあるが、この場合は指定された機械を使用しなければならない。
- ・ 設計図書で指定する機械より現場条件に適した機械がある場合には、工事監督員の承諾を得て、それを使用することができる（施工計画書に記載すること）。
- ・ 指定機械については、施工時に使用した写真により確認を行うこととし、**施工計画書には根拠資料（車検証、カタログ等）の添付は、受注者が任意で行うものとする（添付が必須ではない）。**
- ・ 写真で確認ができない機械については証明できる資料を保管し、工事監督員又は工事検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。（提出不要）

設計図書で指定されている機械で、当工事で使用する機械は下表のとおりです。

【記載例：指定機械使用計画】

指定内容	機 械 名	規 格	台数	使用工種	備 考
排ガス	バックホウ	山積0.28m ³	1	土木工事	排出ガス対策型1次
排ガス	バックホウ	山積0.13m ³	1	土木工事	2014年基準適合表示
排ガス	バックホウ	山積0.8m ³	1	土木工事	排出ガス対策型2次
排ガス	アスファルトフィニッシャー	舗装幅2.4～6.0m	1	土木工事	2014年基準適合表示
排ガス	タイヤローラ	8～20 t	1	土木工事	排出ガス対策型1次
排ガス	ロードローラ・マカダム	10～12 t	1	土木工事	排出ガス対策型1次
排ガス	振動ローラ	搭乗型3 t	1	土木工事	2006年基準適合表示

- (注) 1.排ガス対策型○次基準値若しくは○年基準適合表示と正しく記載すること。
 2.使用しない機械は記載しない。
 3.使用機械が確定している場合は、施工計画書に工事監督員の確認用に下記のように写真を添付しても良い（任意）。
 4.様式は上記内容が伴えば特に指定はない。

【例 1：指定機械】



【参考：排ガス対策型ステッカー】



【例 2：指定機械】



【参考：排ガス対策型ステッカー】



5. 主要機械

・設計図書、共通仕様書、特記仕様書で指定されていない機械のうち、特殊工法や新工法で使用する非汎用的な機械や大型クレーン等、調達時期に制約を受けるものや、施工計画や工程計画、調達計画を立てる必要がある特殊な機械については記載を必須とする。

・「4. 指定機械」で記載していない、上記以外の汎用的な機械については、受注者が任意で記載するものとする（記載が必須ではない）。

【留意点】

- ・実際に使用する機械の規格等を記載すること。
- ・施工計画、調達計画が必要となる特殊な機械については、備考欄に調達計画等を記載すること。

設計図書で指定されている機械以外で、当工事で使用する主要な機械は下表のとおりです。

【記載例：主要機械】

機 械 名	規 格	台数	使用工種	備 考
ダンプトラック	2t級	1	土木工事	使用時期 ○年○月～○年○月
ダンプトラック	4t級	1	土木工事	使用時期 ○年○月～○年○月
ダンプトラック	10t級	1	土木工事	使用時期 ○年○月～○年○月
振動ローラ	ハンドガイド式 0.5～0.6 t	1	土木工事	使用時期 ○年○月～○年○月
タンパ	60～80kg	1	土木工事	使用時期 ○年○月～○年○月
振動コンパクト	40～60kg	1	土木工事	使用時期 ○年○月～○年○月
トラッククレーン	クレーン装置付き4 t 級 2.9 t 吊	1	土木工事 配管工事	使用時期 ○年○月～○年○月

6. 主要資材

工事に使用する主要資材について、品質を確認する手法等（材料試験方法、品質証明書等）を記載する。資材搬入時期と工程表が整合していること。

【記載例：主要資材計画】

工事に使用する主要資材の品質証明方法及び材料納入予定時期は下表のとおりです。
 なお、主要な配管材料以外については、「材料確認申請書」に記載します。

主要資材計画

主要材料	規格	数量	納入業者	製造業者	品質証明	納入時期	摘要
加熱アスファルト合材	密粒度As (20)	15.5 t	〇〇〇〇	〇〇〇〇	試験成績表	R〇.〇月頃	
再生砕石	RC40	12 t	〇〇〇〇	〇〇〇〇	試験成績表	R〇.〇月頃	
再生粒度調整砕石	RM30	8 t	〇〇〇〇	〇〇〇〇	試験成績表	R〇.〇月頃	
ダクティル鑄鉄管	GX形 φ〇〇	20本	〇〇〇〇	〇〇〇〇	日本水道協会受検証明書	R〇.〇月頃	県外品
不断水仕切弁	DIP用 φ〇〇〇	1基	〇〇〇〇	〇〇〇〇	納入仕様書	R〇.〇月頃	県外品
異形鉄筋	D16m	〇 t	〇〇〇〇	〇〇〇〇	ミルシート	R〇.〇月頃	県外品

(注) 1. 主要資材計画には、特記仕様書等で**材料確認の対象となっている材料**の他、**1工事1材料の占める総額が概算で10万円を超える、主たる材料**について記載する。

ただし、材料確認の対象となっている材料のなかで管材及び電気・機械設備資材については、主要な配管材料・設備資材のみ主要資材計画に記載し、それ以外は「材料確認申請書」に記載するものとする。

(注) 2. 香川県広域水道企業団工事請負契約約款第13条の2に規定する県産品以外の工事材料を使用する場合は、摘要欄に“**県外品**”と記載し、別途理由書を提出する。

【記載例：県外品の使用理由書】

県外品の使用理由書				
県外品	形状寸法	納入業者	製造業者	県産品を使用できない理由
ダクタイル鋳鉄管	GX形 φ○○○	○○○○	○○○○	例 県産品が生産されていないため。なお、納入業者は県内に本店を有する者である。
不断水仕切弁	DIP用 φ○○○	○○○○	○○○○	例 県産品が生産されていないため。なお、納入業者は県内に本店を有する者である。
○○○	○○○	○○○○	○○○○	例 県産品が生産されていないため。なお、納入業者は県内に本店を有する者である。

※やむを得ない理由により、納入業者についても県内に本店を有する者を選択できない場合等は、「県産品が生産されていない。」と簡潔に記載すること。

○香川県広域水道企業団工事請負契約約款
(工事材料の選択)

第 13 条の 2 受注者は、工事材料の使用に当たっては、香川県内（香川県内に本店を有する者の香川県外の事業場を含む。）において産出し、生産され、製造され、又は加工された工事材料（これがない場合又はこれを使用することが困難な場合にあつては、香川県内に本店を有する者が販売するもの）を優先的に選択するよう努めなければならない。

○特記仕様書 第 3 条

受注者は、施工計画書の作成を義務付けられた場合、**施工計画書に主要資材について、県内品と県外品の区分を明記するとともに、県外品を使用する場合は、理由書を提出しなければならない。**また、施工計画書は現場稼動時に常備しなければならない。

7. 施工方法

- ・施工方法の決定は、工事現場の十分な事前調査により得た資料に基づき、契約条件を満足させるための工法の選定、受注者自身の適正な利潤の確保につながるものでなければならない。
- ・工法の選定に基づき、施工に関する細部の問題が解決されるものであり、多角的に検討を加えて、最終的に決定されなければならない。
- ・一般的に、工事は設計書及び関係諸法規を遵守し、施工しなくてはならないのは当然のことである。また、工法の選定の良否は、工事施工過程において発生する問題や労務、資機材への影響となって現れてくることから、施工計画はできるだけ細部まで配慮するよう心がけることが必要である。

【留意点】

1) 「主要な工種」ごとの作業フローの作成

該当工種における作業フロー及び各作業段階における以下の事項について記載する。

2) 施工実施上の留意事項及び施工方法

- 工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）
- 主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・濁水時期等）
- 工事施工上の制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、占用許可条件、自然保護）
- 関係機関との調整事項

また、準備として工事に使用する基準点や地下埋設物（水道、ガス、電力、NTT等）、地上障害物（電力、NTT、ケーブルテレビ等）に関する防護方法等について記述する。

3) 使用機械

当該工事における使用予定機械を記載する。

4) 仮設備計画

工事に関する仮設備の構造、配置計画等について位置図、概略図等を用いて具体的に記載する。また、安全を確認する方法として、応力計算等も可能な限り記載する。その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備等について記載する。

・記載対象は、次のものを標準とする。

1) 主要な工種

2) 通常の施工方法により難しいもの（例：新技術による施工等）

3) 設計図書で指定された工法。

4) 共通仕様書に記載されていない特殊工法。

5) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項。

6) 特殊な立地条件での施工や関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等。

7) 共通仕様書において、工事監督員の「承諾」を得て施工するもののうち、事前に記載できるもの、施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

【記載例：7. 施工方法】

1) 基本方針（記載例のため現場条件にあった内容で良い。）

本工事の施工にあたっては、関係法規等を厳守し、設計書、特記仕様書、工事打合せ簿及び共通仕様書、水道工事標準仕様書（日本水道協会）、土木工事共通仕様書（香川県土木部）、道路土木指針、コンクリート標準示方書など各種指針・仕様書等に基づき工事を施工します。

なお、設計図書において、施工上明確でない箇所、又は疑義を生じた場合は、工事監督員と打ち合わせのうえ、指示を受けて施工を行います。

工事施工にあたり、工事の目的及び趣旨を十分理解し、工事完成後その目的機能が十分に達せられるように施工を行います。

2) 一般事項（記載例のため現場条件にあった内容で良い。）

① 設計図書の照査及び結果報告（共通仕様書 1-1-4、1-4-2、1-4-3）

工事施工に先立ち、あらかじめ設計図書と現地状況を照合し工事の施工順序、施工方法、安全管理の方法等を含めた施工計画を立て、工事監督員の承諾を得ます。

工事区間に支障となる電柱・電線・水道管等がある場合は、工事監督員に現地立会をしてもらい支障となる地上地下の既設構造物に対して、支障を及ぼさないよう必要な措置を施し、また支障物件については、関係機関と協議し、工事の円滑な進捗を確保します。

② 関係機関（共通仕様書 1-1-16）

関係機関（官公庁）等への手続きについては、工事着手に先立ち道路使用許可等の手続きについて、速やかに届出、許可を受けます。

道路内での工事実施にあたっては、道路交通法に従うとともに、道路管理者の道路占用許可及び道路使用許可条件を遵守します。

同時施工工事があるため、発注者、他官公署、企業者間で工程・工法を協議し、隣接者等に迷惑がかからないようにします。

③ 現場付近居住者への説明（共通仕様書 1-4-4）

照査結果を踏まえ速やかに計画工程表を作成し、工事監督員と協議します。着手時期、地元への周知方法等は、その指示に従います。

工事施工に先だって地域住民への工事概要の説明及び挨拶を行い、住民の了解を得て工事に着手します。工事区間で店舗や各家庭の駐車場の出入りに支障がでる場合は、〇〇間単位の工程を書いたチラシを作成し、各戸配布します。

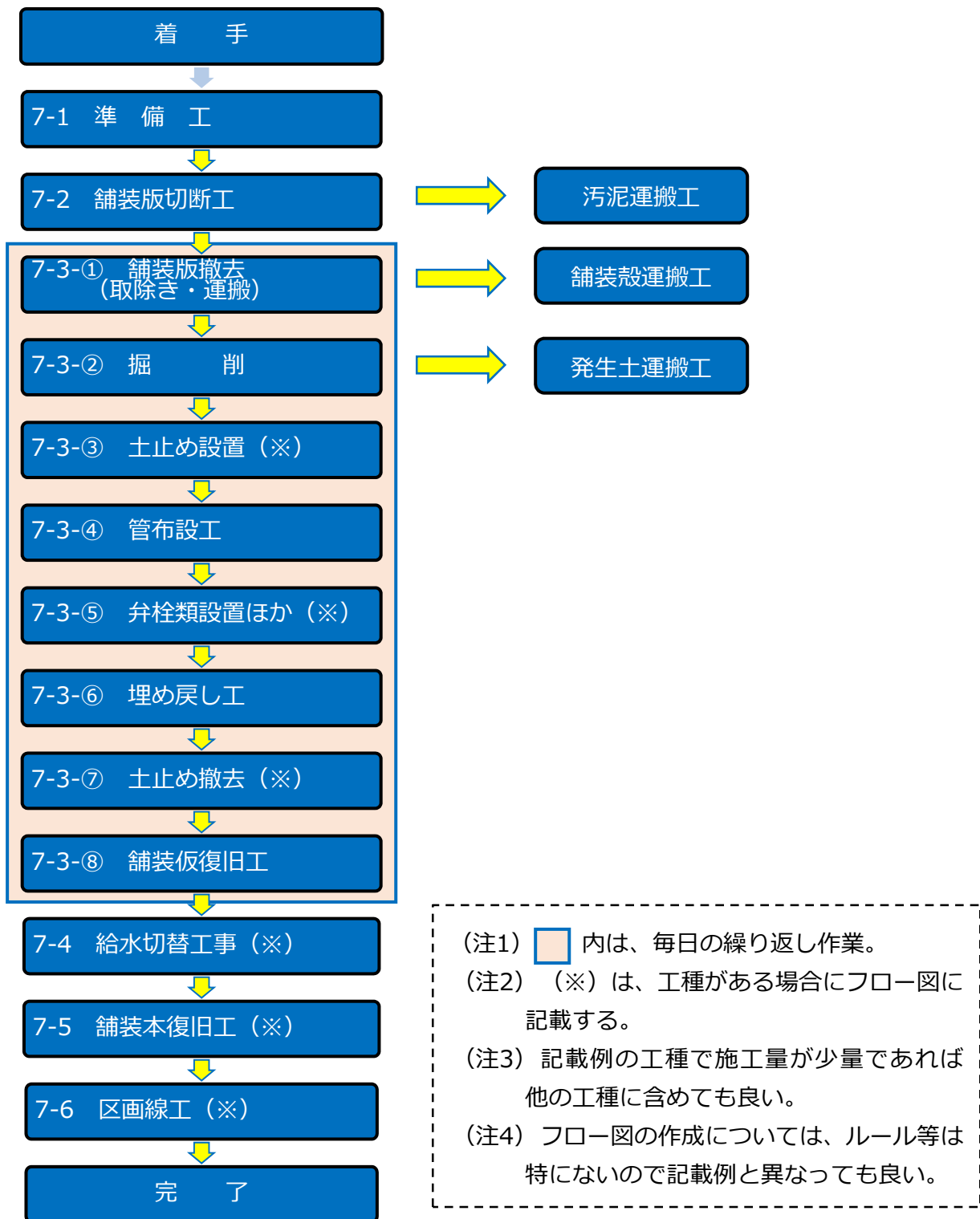
併せて、各家庭への給水管切替工事がある場合は説明を行い、順次、接続位置を確定していきます。また、土間や外壁、塀などのひび割れも確認してもらいます。

施工中においては、施工区域をカラーコーン等で明示し、付近住民区域内に立ち入らないよう対処します。また、作業員の施工区域外の立ち入りについては十分注意し、隣接者等に迷惑がかからないようにします。付近住民からの苦情については丁寧に対応し、協議を必要とする事項については、工事監督員に申し出てその指示を得るようにします。

【留意点】 工事場所の特性に応じた処理をする場合はその手順を記入します。

【記載例】 作業フロー（工事全体フロー図）

（記載例のため現場条件にあったフロー図を作成すること。）



【記載例：7-1 準備工フロー】

(記載例のため現場条件にあった内容で良い。)

7-1-①
工事測量



7-1-②
試験掘



7-1-③
埋設位置の決定

【記載例：7-1-①～③準備工】

①工事測量（共通仕様書 1-4-19）

工事施工に先立ち設計図書と図面を照査し現状測量を行い、工事監督員にその成果を報告し確認を得て、また必要に応じて現地立会を受けた後に着手します。

1) 基準点測量（設計値がある場合）

指示された基準点のチェックと、それに平行して仮トラバース点を設け、基準点測量を行い、測量点のチェック後、成果表を提出します。

2) 水準測量（設計値がある場合）

工事区間内及び工事区間付近に設置されているベンチマークの水準測量を行い、発注者側から貸与された、測量成果報告書の値と比較検討して成果表を提出します。

3) 中心線測量（設計値がある場合）

基準点をもとに導・送・配水管の中心線測量を行い、測点間の距離及び位置等に相違が無いか確認を行います。また、測量後、必要に応じて測点の控え点を設置します。

4) 縦横断測量（設計値がある場合）

縦横断の確認を行い設計図と照合し、相違のある個所は工事監督員と協議をします。

②試験掘及び結果報告（共通仕様書 3-1-2）

・試験掘は、既存の地下埋設物の位置と図面の管法線、深さに埋設が可能かを確認するため実施します。試験掘箇所は、設計図書に明示された場所を含め工事監督員と協議の上、決定します。

・当工事区間には、○○○地下ケーブル（埋設物）が埋設されているため、管理している○○○（連絡先○○○）に試験掘時に立会確認を依頼し、○○○（○○○）の立会のうえ試験掘を実施します。

【報告例を以下に示します。】

・掘削の際は、地下埋設物（この例では○○○地下ケーブル）や土質の変化に留意しながら 0.1 m³ 又は 0.2m³ 級バックホウ（排ガス対策型）で、掘削幅○○cm、所定の深さ（○○cm）まで掘り進めます。その後、地下埋設物の付近（指示を受けた深度）から人力で掘削し、既設構造物が損傷しないように慎重に作業を行います。

・試験掘の結果は、写真及び路面にマーキング等で記録に残し、工事打合せ簿（試験掘結果報告書）を工事監督員に提出します。

③管理設位置（占用位置・深さ）の協議及び決定

・試験掘結果報告書に基づき、管理設位置（占用位置・深さ）について工事監督員と協議を行いま

す。支障が無い場合は当初予定のと通りの配管材料を手配します。

・変更が必要な場合は、図面（平面図・横断面図・配管詳細図等）を修正し、工事監督員の承諾を得た後、変更後に必要な配管材料等の手配を行います。

※流用土（発生土）試験（流用土を使用する場合記入）

流用土（発生土）が埋め戻し材に適しているかを判断するため、試験掘時に試料を採取し、コーン指数試験（又はC B R試験）・土の含水比試験・土の粒度試験及び土の突き固め試験を実施し、その結果を速やかに工事監督員に報告します。

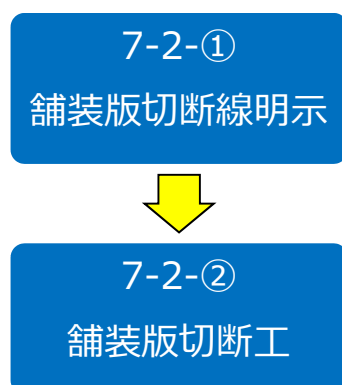
【留意点】

・試験掘りにあたっては、工事区間で近接する地下埋設物とその管理者を記入し、その手順も記入する。支障になる架空線の移転若しくは防護が必要な場合も同様とする。試掘で使用する指定機械・主要機械も詳しく記入する。

・赤字部分は必ず記入すること。図・写真などを活用すること。

【記載例：7-2 舗装版切断工フロー】

(記載例のため現場条件にあった内容で良い。)



【記載例：7-2-①～②舗装版切断工】

① 舗装版切断線明示

- ・舗装版切断位置は、過切のないようにあらかじめ測量して路線芯より切断線を必要な幅だけチョーク等で明示しておき、切断線に従い舗装面を切断します。

② 舗装切断工

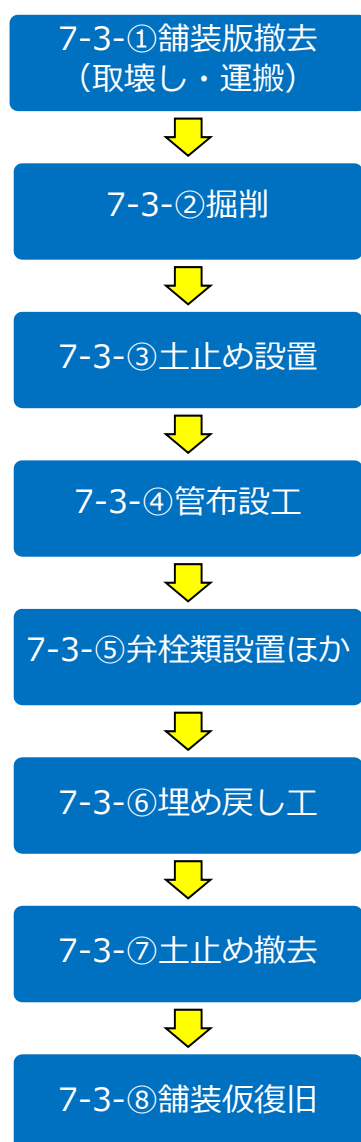
- ・舗装版取壊し前に所定の箇所を切断し、施工箇所以外の舗装版を傷めないようにします。
- ・舗装切断には、**排水吸引機能付きの切断機械**（低騒音型又は超低騒音型）を使用します。発生する泥水が道路側溝や水路に流出しないよう回収し、建設汚泥として、**産廃処理契約を締結した株式会社〇〇（〇〇市〇〇町〇〇番）**に搬出し、適正に処理します。
- ・切断後、泥水（いわゆる「ノロ」）で舗装面が汚れスリップ事故の恐れがあるので速やかに清掃を行います。

【留意点】

- ・工事場所の特性に応じた処理をする場合はその手順を記入する。使用機械も詳しく記入する。
- ・**赤字部分**は必ず記入すること。図・写真などを活用すること。

【記載例：7-3 管布設（開削）エフロー】

（記載例のため現場条件にあった内容で良い。）



【記載例：7-3-①舗装版撤去（取壊し・運搬）】

① 舗装版の取壊しは、**0.2m³級バックホウ（排ガス対策型）**を使用して行う。

【直接運搬する場合】

取壊したアスファルト塊は、**2 t 又は 4 t ダンプトラック**に積込し、直接、産廃処理契約を締結した**株式会社〇〇（〇〇市〇〇町〇〇番）**に搬出する。

【仮置き後、運搬する場合】

取壊したアスファルト塊は、**2 t 又は 4 t ダンプトラック**に積込し、資材置き場に仮置きした後、**10 t ダンプトラック**で産廃処理契約を締結した**株式会社〇〇（〇〇市〇〇町〇〇番）**に搬出する。

ダンプトラック出入り口には看板を設置し、交通誘導員を配置して交通事故防止と円滑な交通の流れを確保するように努めます。また、**過積載**がないようにオペレーターには十分に教育を行うとともに「1 1. 交通管理 8. 積載超過運搬防止対策」を行います。

【記載例：7-3-②掘削】

② 掘削

・0.1m³又は0.2m³級バックホウ（排ガス対策型）にて掘削を行うに際して、地下埋設物に注意し、土質の変化に留意しながらバックホウで、一度に大掘りをしないように注意しながら掘削幅○○cm、所定の深さ（設計値○○cm）まで掘削します。また掘削底面は掘り過ぎによって将来、管の不同沈下を起こさないよう注意し、床付け面を人力で平坦に整えます。その際、床付け面に石などがある場合は取り除きます。

・掘削に際し、地下埋設物を発見した場合は工事監督員と協議し、必要があれば人力により試掘を行い埋設物に損傷を与えないように十分注意します。

・工事に支障のある湧水及び帯水等は、水中ポンプにより適切な方法で排除します。

・掘削は当日中に埋設から埋戻し復旧が完了する範囲内に留め、掘削幅・深さに十分に注意し施工を行います。

【直接運搬する場合】

・掘削土砂は、2t又は4tダンプトラックに積込し、直接、指定処分地若しくは当社が契約した処分地である株式会社○○（○○市○○町○○番）に搬出します。

【仮置き後、運搬する場合】

・掘削土砂は、2t又は4tダンプトラックに積込し、資材置き場に仮置きした後、10tダンプトラックで指定処分地若しくは当社が契約した処分地である株式会社○○（○○市○○町○○番）に搬出します。

・ダンプトラック出入り口には看板を設置し、交通誘導員を配置して交通事故防止と円滑な交通の流れを確保するように努めます。また、過積載がないようにオペレーターには十分に教育を行うとともに「1.1. 交通管理 8. 積載超過運搬防止対策」を行います。

【留意点】

・工事場所の特性に応じた処理をする場合はその手順を記入する。使用機械も詳しく記入する。（推奨）

・赤字部分は必ず記入すること。図・写真などを活用すること。

【記載例：7-3-③土止め設置】

③ 土止め設置（建込簡易土留若しくは軽量矢板設置）

矢板工については、土木工事共通仕様書（香川県土木部）及び水道工事標準仕様書（日本水道協会）によるものとする。

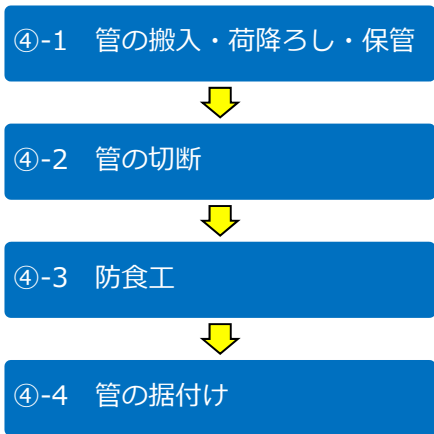
建込簡易土留若しくは軽量矢板を設置して土止めを行います。（詳細は 7-7-3 土止め設置に記載）

【記載例：7-3-④ 管布設工】

④ 管布設工

管弁類の取扱い及び運搬については、共通仕様書及び水道工事標準仕様書（日本水道協会）によるものとする。

【管布設工フロー】



【記載例】

1) 管の搬入・荷降ろし・保管（共通仕様書 5-1-5）

【記載例】

【鋳鉄管の場合】

・管の搬入、荷降ろし作業をする時は、管の変形、塗装の損傷、エポキシの亀裂や剥離等を生じさせないように慎重に取り扱う。また、管に損傷等が生じたときは、返却、交換をする。

・管の集積、保管場所は、○○○○の平坦で風通しの良い場所とする。

・荷降ろしにあたっては、管の重量及び重心を確認し、ナイロ

ンスリングを使用し2点吊りにて台付を取り枕木（角材）の上に、慎重に並べていくものとし、降雨、直射日光を避けるためブルーシートなどで覆い保管する。

・保管にあたって高さ〇m以上の段積みをしな。また附属品のゴム輪等は、屋内（乾燥した冷暗所が望ましい）に保管する。

【ポリエチレン管・ビニル管の場合】

・管の運搬の際は慎重に取り扱い、放り投げたりしない。

・管の集積、保管場所は、○○○○の平らな所を選び、なるべく風通しのよい直射日光の当たらない所を選び保管するものとする。また附属品のゴム輪等は、屋内（乾燥した冷暗所が望ましい）に保管する。

・管、弁類を保管又は一時仮置きをする場合は台棒、角材、板材等を敷いて直接地面に接しないようにし転がり止めを確実にし、安全を期する。

・管に傷等を発見した場合はダクタイトル鋳鉄管外面補修用の塗料で速やかに補修をする。

【留意点】

・赤字部分は必ず記入すること。図・写真などを活用すること。

2) 管の切断（共通仕様書 5-1-8）

【記載例】

・鋳鉄管の切断は、パイプ切断機を使用してできるだけ熱を持たせないように速やかに行い、他の方法で行う場合には工事監督員の確認を得てから作業を行う。

・管の切断は管軸に対して直角で完全に切断しきるまでに行い、切断した部分には補修用塗料で塗装し、所定の位置に横線（白線）を全周に表示する。

・ポリエチレン管の切断にあたっては、所要の切管長及び切断箇所を正確に定め、切断線の標線を管の全周にわたって入れ、専用パイプカッターで管軸に対して直角に行うことを原則とする。また、異形管は切断しない。

・ビニル管の切断は、切断箇所が管軸に対して直角になるように、油性ペン等で全周にわたって標線を入れ、切断面はヤスリ等で平らに仕上げるとともに、内外周の糸面取りを行います。

【留意点】

- ・赤字部分は必ず記入すること。図・写真などを活用すること。
- ・石綿管の切断がある場合は、別途施工方法及び石綿作業主任者の設置を記載すること。

3) 防食工：水道用ダクタイトイル鑄鉄管用ポリエチレンスリーブ（配水用ポリエチレン管含む）

【記載例】

水道用ダクタイトイル鑄鉄管用ポリエチレンスリーブ（配水用ポリエチレン管用溶剤浸透防止スリーブ含む）については、共通仕様書（5-1-18）及び特記仕様書に記載のない項目については、水道工事標準仕様書（日本水道協会）、ポリエチレンスリーブ施工要領書（日本ダクタイトイル鉄管協会）を準用するものとする。

・鑄鉄管の防食工については、まず枕木の上で明示テープを管に貼り付けた後、挿し口側から挿入して、ポリエチレンスリーブを端から〇〇cmの位置に付けられた印と管の端が一致するよう引き伸ばします。その後、所定の手順に従い、損傷のないよう十分注意し、できるだけ管に密着させて固定します。

【留意点】

- ・赤字部分は必ず記入すること。図・写真などを活用すること。
- ・施工予定の全ての管種を記入する。施工しない管種は記載する必要はない。
- ・水道配水用ポリエチレン管の防食工のうち、メカ形継手部に関しては上記資料（赤字）を参考に作成すること。
- ・配水用ポリエチレン管用溶剤浸透防止スリーブによる防食工については、使用メーカーの施工手順書若しくは取扱説明書を参考に作成すること。
- ・ポリエチレンスリーブ、配水用ポリエチレン管用溶剤浸透防止スリーブの固定に使用する固定具について材料を記載すること。（固定バンド、粘着テープ、固定ネット等）

4) 管の据付け（共通仕様書 5-1-6）

【記載例：ダクタイトイル鑄鉄管】

- ・管の据付けについては、水道工事標準仕様書（日本水道協会）、水道施設設計指針（日本水道協会）によるものとするが、これによらない場合は以下のとおりとする。
- ・管据付に先立ち、管体検査を行い亀裂やその他の欠陥のないことを確認してから作業を行う。
- ・管据付は 0.28m^3 又は 0.45m^3 級バックホウ（クレーン使用・排ガス対策型）若しくはクレーン装置付トラック（4 t 級、2.9 t 吊）で行い、管の重量及び重心を確認し、ナイロンスリングを使用し2点吊りで行い呼び径鑄出し（打刻）文字は上向きにして据付ける。
- ・据付に当たって管内部を清掃し、水平器・水糸等を使用して中心線及び高低を確定し、管が移動・蛇行しないように堅固に据付ける。

- ・管の据付は原則として低所から高所へ向けて配管し、受け口を高所へ向けて配管する。
- ・1日の据付作業完了後、管内に工具や異物が入っていないことを確認し、土砂・汚水等が流入しないように仮蓋等で管端部を塞ぐ。
- ・継手部の会所掘りは、接合作業を行いやすく、ボルトの締付け不良等を防ぐために設計値で定められた範囲を掘る。

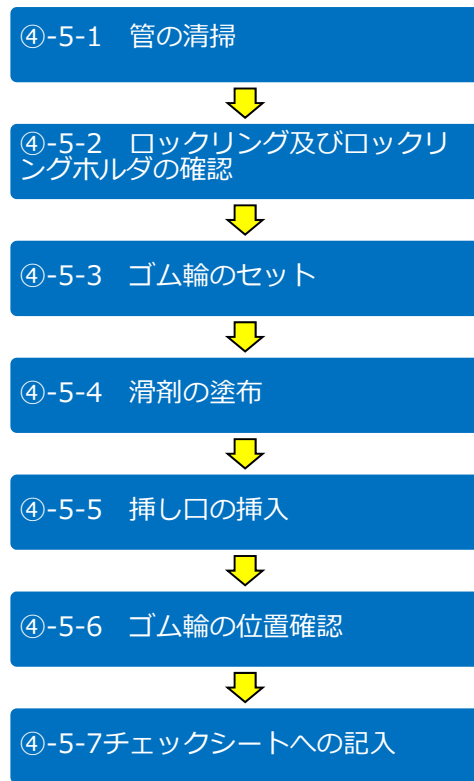
【留意点】

- ・赤字部分は必ず記入すること。使用する機械等を記入する。図・写真などを活用すること。
- ・ビニル管、配水用ポリエチレン管等の据付手順は、水道工事標準仕様書（日本水道協会）、水道施設設計指針（日本水道協会）を参考に記入すること。
- ・水道配水用ポリエチレン管等非導電管は、鉄管探知機で埋設位置を探查できるようにロケーティングワイヤー若しくはアルミシート等を設置するため、手順に必ず記入すること。

5) 管の接合 (共通仕様書 5-1-7)

GX 形、NS 形、S 形、US 形、UF 形、PN 形、PⅡ形、K 形、フランジ形等 (使用する継手形式を記入する。) の耐震管継手等の接合については、日本ダクトイル鋳鉄管協会の接合要領書によるものとする。

【GX 形の施工フロー】



【記載例：施工手順】

- ・GX 形接合作業前に挿し口・受け口の管端より〇〇cm位までの内外面に付着している油、砂等を完全に取り除く。
- ・ロックリングとロックリングホルダが正常な状態であるか目視及び手で触って確認する。
- ・清掃したゴム輪のヒール部を手前にして受口内面におさめる。その後、ヒール部と受口の間隙間ができないようにゴム輪を上部に寄せる。その後、凹みを手やプラスチックハンマなどで押しながら受口内面の所定の位置に装着する。
- ・ゴム輪がセットしにくい場合は、凹みを2ヶ所作り、受口内面におさめる。その後、ヒール部と受口の間隙間ができないようにゴム輪を下部に寄せ、凹みを手やプラスチックハンマなどで押しながら受口内面の所定の位置に装着する。
- ・ゴム輪装着後プラスチックハンマでゴム輪を受口内面になじませるようにたたく。さらに、ゴム輪内面を指で触り、

部分的な浮き上がりが無い事を確認する。 ～ 以下 GX 形ダクトイル鉄管接合要領書の接合までの手順を記入する。～ 管挿入後、受け口と挿し口との隙間に専用のチェックゲージ厚さ2mmを用いて全周にわたってゴム輪の位置を確認する。

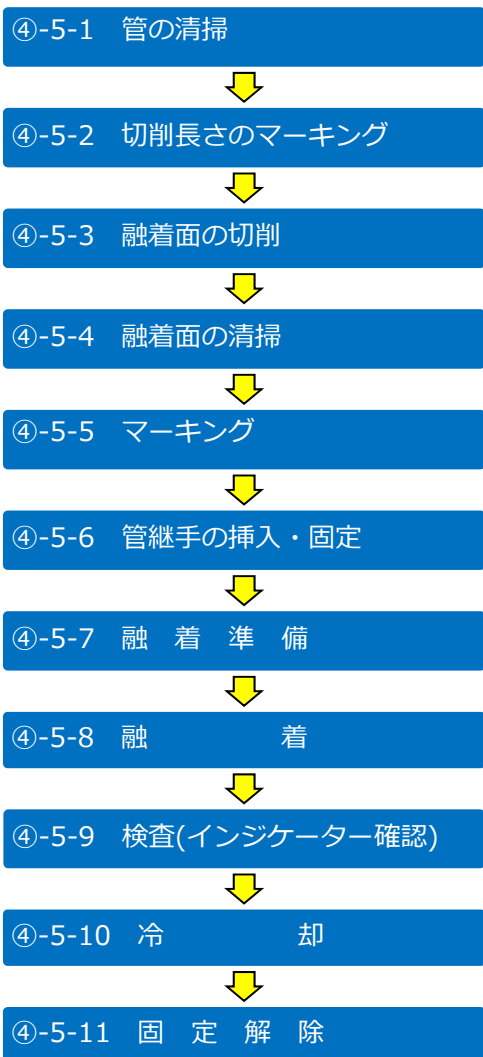
- ・作業は、技能資格者の継手施工者と継手確認者の2人体制で行い確認し継手ごとにチェックシートに記載し提出する。

【留意点】

- ・赤字部分は必ず記入すること。手順の詳細については簡略化してもよい。図・写真などを活用すること。
- ・継手形式に併せて施工フロー及び手順を作成すること。
- ・施工計画書に使用する継手チェックシートの様式を「8. 施工管理計画」のページに差し込むこと。

水道配水用ポリエチレン管の接合については、**水道工事標準仕様書（日本水道協会）**、**水道施設設計指針（日本水道協会）**によるものとする。なお、詳細については配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工マニュアルを参照する。

【ポリエチレン管施工フロー】



【記載例：施工手順】

・管に傷がないかを点検し有害な傷がある場合は、その箇所を切断除去します。

～ **以下水道工事標準仕様書【土木工事編】（日本水道協会）4.5.1 水道配水用ポリエチレン管の接合及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工マニュアルを参照し記入する** ～ 作業は、技能資格者の継手施工者と継手確認者の2人体制で行い確認し継手ごとにチェックシートに記載し提出する。

【留意点】

- ・赤字部分は必ず記入すること。記入する手順の詳細は、簡略化してもよい。図・写真などを活用すること。
- ・「融着面の清掃にはエタノール（純度 95%以上）若しくはアセトンを浸み込ませたペーパータオルを用いて清掃する。」は記載すること。
- ・施工計画書に使用する継手チェックシートの様式を「8. 施工管理計画」のページに差し込むこと。

【記載例：7-3-⑤ 弁栓類設置ほか】

⑤ 弁栓類設置ほか

弁等付属設備設置工事については、共通仕様書及び特記仕様書に記載のないものについては、水道工事標準仕様書（日本水道協会）によるものとする。なお、詳細については使用メーカーの施工手順書若しくは取扱説明書を参照する。

【弁栓類設置ほかフロー】

⑤-1 弁等付属設備設置工事



⑤-2 仕切弁ボックス・弁栓室工

【記載例】

1) 弁等付属設備設置工事（共通仕様書 5-5-1～5）

～ 以下共通仕様書 5-5-1～5 若しくは水道工事標準仕様書土木工事編【土木工事編】（日本水道協会）4.6 制水弁等付属設備設置工事を参考に記入する ～

2) 仕切弁ボックス・弁栓室工（共通仕様書 5-5-6）

～ 以下共通仕様書 5-5-6 仕切弁ボックス・弁栓室工を参考に記入する ～

【留意点】

- ・ 記入する手順の詳細は、簡略化してもよい。図・写真などを活用すること。
- ・ 弁栓類の設置が少ない場合は工事監督員と協議して省略しても良い。

【記載例：7-3-⑥埋め戻し工】

⑥ 埋め戻し工

・ 埋戻し材料は購入砂及び再生砕石（RC-40）を使用し、埋戻し箇所は埋戻し作業開始前に雨水・雑物を除去する。

・ 埋戻し材料の投入は 0.1m³ 又は 0.2m³ 級バックホウ（排ガス対策型）にて行い、管に衝撃や過度の偏土圧を与えないように投入する。

・ 埋戻しは、中心線がずれないように左右交互に土砂を敷き均す。

・ 管側部及び会所掘りした箇所においては最も埋戻し材料の充填しにくい部分であるので、十分に土砂等を充填し左右均等に突き棒等で十分に締め固める。

【埋め戻し工フロー】

⑥-1 砂埋戻し（管頂から10cmまで）



⑥-2 再生砕石埋戻し（路盤まで）

1. 砂埋戻しの場合

・ 各層ごとの締め固めは管頂から 10 cm までは水締め、バイブレーター、振動コンパクター等で充分転圧を行い、管頂から 20 cm までの転圧は管に特に衝撃を与えないように注意する。

2. 再生砕石（RC-40）の場合

・ 埋戻しは片埋めにならないように注意しながら、一層の仕上り厚（巻出し厚）を 20 cm 毎とし、転圧回数は、往復 3 回以上で各層ごとに○○○等で充分締め固める。

- ・GL-30 cm下まで埋戻したら、埋設表示シートを敷設する。敷設後の埋戻しはシートが乱れないように注意をして行う。
- ・GL-〇cm下まで埋め戻し完了後、路床仕上げを行う。
- ・路床転圧はランマ又はハンドガイド式振動ローラにて行い路床仕上げ完了後、次工程に進む。

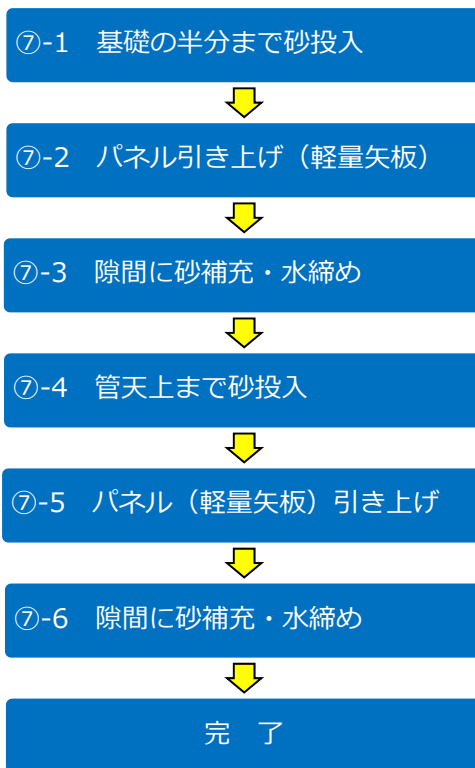
【留意点】

- ・赤字部分は必ず記入すること。使用する機械等を記入する。図・写真などを活用すること。
- ・路盤材がある場合は記入すること。

【記載例：7-3-⑦土止め撤去】

⑦ 土止め撤去

【土止め撤去フロー】



- ・GL-1.5mまで埋戻しが完了したら、パネル及びガイドポスト若しくは軽量矢板等（使用している土止めを記入）の引抜きを行う。
- ・パネル及びガイドポスト若しくは軽量矢板等（使用している土止めを記入）の引抜きは締固め厚ごとに行い、その際に生じるパネル部分への充填を確実にを行う。
- ・引き続き同様に埋戻し・転圧・パネル及びガイドポスト若しくは軽量矢板等（使用している土止めを記入）の引抜き作業を繰り返し、路床面まで埋め戻す。
- ・土止め材を完全に抜き取った後、引抜き後部分の充填を確実にを行う。

【留意点】

- ・赤字部分は必ず記入すること。
- ・使用する土止めを記入する。必要であればカタログ・図・写真などを活用すること。（推奨）

【記載例：7-3-⑧舗装仮復旧】

⑧ 舗装仮復旧

【舗装仮復旧フロー】

⑧-1 舗設準備



⑧-2 舗設（仮復旧）

【記載例】

1) 舗設準備

- ・施工に先立ち、路盤面の浮石、有害物質を清掃除去する。
- ・使用する混合物は、あらかじめ工事監督員に試験成績書を提出し、承諾を得るものとする。
- ・合材運搬車の荷台には清掃後付着防止のため、重油を薄く塗り、余

分な油は、荷台を上げ排除した後積載します。

- ・舗設にあたり気象条件（天気・気温等）を十分に把握し舗設日を設定するとともに荷台には保温シートを掛ける等、合材温度の低下防止及び飛散防止に努めます。

2) 舗設（仮復旧）

- ・舗設はアスファルトフィニッシャー（排ガス対策型）及び人力で行い、仕上がり面が平坦で所定の厚さ、勾配になるように敷き均します。

- ・アスファルト合材は敷き均した時の温度が 110℃以上でなければならないため、現場到着温度が○○○℃以上となるよう寒冷時には保温用シートで養生して運搬します。

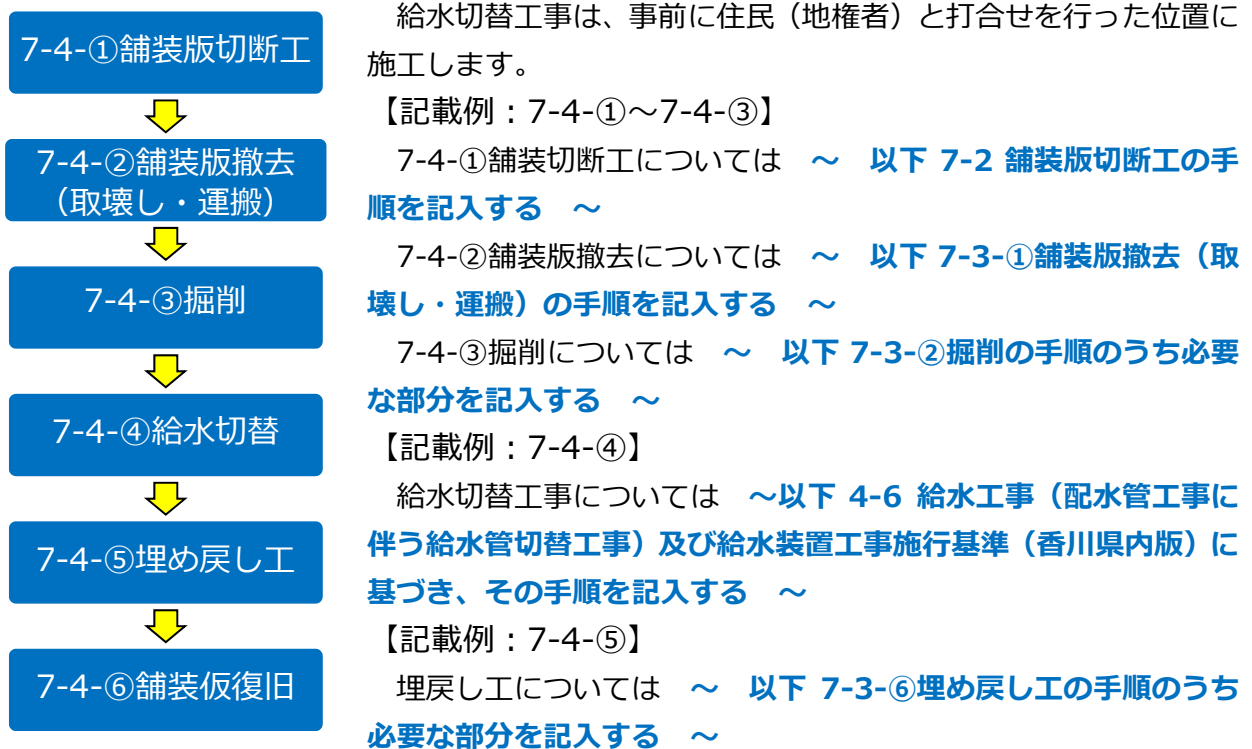
- ・舗設作業中は表面をよく観察し、異常が認められる場合は直ちに舗設を中止し原因を特定、対策をした後、作業を再開する。また機械施工が困難な場合は人力にて施工します。

- ・転圧完了後は舗装表面温度が 50℃以下になってから交通開放をします。

【留意点】

- ・赤字部分は必ず記入すること。使用する機械等を記入する。図・写真などを活用すること。

【記載例：7-4 給水切替工事フロー】



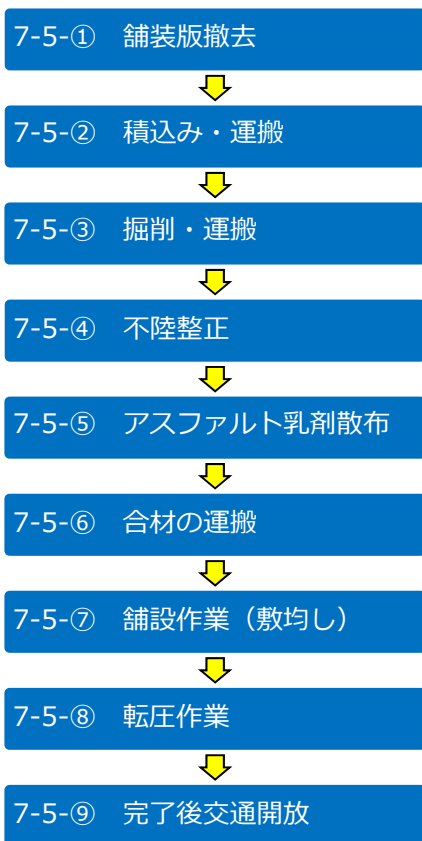
【記載例：7-4-⑥】

舗装仮復旧については ～ 以下 7-3-⑧舗装仮復旧の手順のうち必要な部分を記入する ～
転圧完了後は舗装表面温度が 50℃以下になってから交通開放をします。

【留意点】

- ・赤字部分は必ず記入すること。使用する機械等を記入すること。図・写真などを活用すること。
- ・給水切替件数が少ない場合は工事監督員と協議して省略しても良い。

【記載例：7-5 舗装本復旧工（車道部）フロー】



【記載例】

① 既設舗装版撤去

・既設舗装版撤去の取壊しは、**0.1m³又は0.2m³級バックホウ（排ガス対策型）**にて行う。

・既設舗装版取壊し時、アスファルト塊の飛散が考えられるため、周囲に人がいない事を常に確認しながら作業を行う。

② 積み込み・運搬

【直接運搬する場合】

・取壊したアスファルト塊は、**2 t 又は 4 t ダンプトラック**に積込みし、直接、産廃処理契約を締結した**株式会社〇〇（〇〇市〇〇町〇〇番）**に搬出します。

【仮置き後、運搬する場合】

・取壊したアスファルト塊は、**2 t 又は 4 t ダンプトラック**に積込みし、資材置き場に仮置きした後、**10 t ダンプトラック**で産廃処理契約を締結した**株式会社〇〇（〇〇市〇〇町〇〇番）**に搬出します。

・ダンプトラック出入り口には看板を設置し、交通誘導員を配置して交通事故防止と円滑な交通の流れを確保するように努めます。また、**過積載**がないようにオペレーターには十分

に教育を行うとともに「1.1. 交通管理 8. 積載超過運搬防止対策」を行います。

③ 掘削・運搬

・掘削は、**0.1m³又は0.2m³級バックホウ（排ガス対策型）**にて行う。

【直接運搬する場合】

・掘削土砂は、**2 t 又は 4 t ダンプトラック**に積込みし、直接、指定処分地若しくは当社が契約した処分地である**株式会社〇〇（〇〇市〇〇町〇〇番）**に搬出します。

【仮置き後、運搬する場合】

・掘削土砂は、**2 t 又は 4 t ダンプトラック**に積込みし、資材置き場に仮置きした後、**10 t ダンプトラック**で指定処分地若しくは当社が契約した処分地である**株式会社〇〇（〇〇市〇〇町〇〇番）**に搬出します。

・ダンプトラック出入り口には看板を設置し、交通誘導員を配置して交通事故防止と円滑な交通の流れを確保するように努めます。また、**過積載**がないようにオペレーターには十分に教育を行うとともに「1.1. 交通管理 8. 積載超過運搬防止対策」を行います。

④ 不陸整正

・不陸整正は、**0.1m³又は0.2m³級バックホウ（排ガス対策型）**及び**人力**にて行う。

・不陸整正時、適宜**振動ローラ〇 t（排ガス対策型）**、**タイヤローラ〇 t（排ガス対策型）**にて転圧整正を行い仕上げる。

・隣接する附帯構造物に接する路盤部分でタイヤローラによる締固め転圧を行う事が困難な箇所は

振動コンパクター、ハンドガイド式振動ローラ等の適切な締固め機械により入念に転圧作業を行い所定の締固め度に締め固める。

⑤ アスファルト乳剤散布（プライムコート・タックコート）

- ・乳剤散布面のゴミ、浮石を取り除き、適度に乾燥した状態でエンジンスプレーヤー若しくはディストリビュータにてアスファルト乳剤（PK-3・PK-4）を均一に散布する。
- ・縁石等の構造物への飛散を防止しながら散布する。
- ・アスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態を維持する。
- ・乳剤が散布された路盤面を保護するため養生砂を均一に散布する。

⑥ 合材の運搬

- ・使用する混合物は、あらかじめ工事監督員に試験成績書を提出し、承諾を得るものとします。
- ・合材運搬車の荷台には清掃後付着防止のため、重油を薄く塗り、余分な油は、荷台を上げ、排除した後積載します。
- ・舗設にあたり気象条件（天気・気温等）を十分に把握し舗設日を設定するとともに荷台には保温シートを掛ける等、合材温度の低下防止及び飛散防止に努めます。

⑦ 舗設作業

- ・舗設前に舗装面上の浮石、有害物質を清掃除去する。
- ・舗設はアスファルトフィニッシャー（排ガス対策型）及び人力で行い、仕上がり面が平坦で所定の厚さ、勾配になるように敷き均す。
- ・アスファルト合材は敷き均した時の温度が110℃以上でなければならないため、現場到着温度が○○℃以上となるよう寒冷時には保温用シートで養生して運搬する。
- ・舗設作業中は表面をよく観察し、異常が認められる場合は直ちに舗設を中止し原因を特定、対策をした後、作業を再開する。また機械施工が困難な場合は人力にて施工する。

⑧ 転圧作業

- ・初期転圧は、ロードローラ○t若しくは、振動ローラ○t（排ガス対策型）を使用し、混合物が異常を起こしたり、ヘアークラックが生じない限り、できるだけ高い温度で転圧を行う。
- ・2次転圧は、タイヤローラ○t（排ガス対策型）を使用し、所定の締固め度が得られるよう十分に転圧する。
- ・ローラマークが路面に残らないように急発進・急停車・方向転換等をしないように注意する。
- ・継目（縦）は、ジョイントタックを行い十分に転圧し密着させる。
- ・平坦性を良くするため、転圧距離をできるだけ長めにする。
- ・締固めが不可能な箇所は、タンパ、振動コンパクター、コテ等で締め固める。

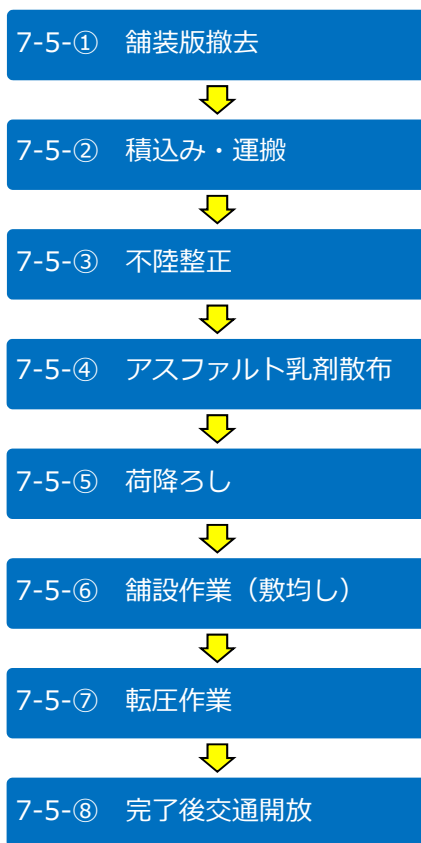
⑨ 完了後交通開放

- ・転圧完了後は舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放をする。

【留意点】

- ・赤字部分は必ず記入すること。（推奨）使用する機械等を記入する。図・写真などを活用すること。

【記載例：7-5 舗装本復旧工（歩道部）フロー】



【記載例】

① 既設舗装版撤去

・既設舗装版撤去の取壊しは、**0.1m³又は0.2m³級バックホウ（排ガス対策型）**にて行う。

・既設舗装版取壊し時、アスファルト塊の飛散が考えられる為、周囲に人がいない事を常に確認しながら作業を行う。

②積込み・運搬

【直接運搬する場合】

・取壊したアスファルト塊は、**2 t又は4 tダンプトラック**に積込みし、直接、産廃処理契約を締結した**株式会社〇〇（〇〇市〇〇町〇〇番）**に搬出する。

【仮置き後、運搬する場合】

・取壊したアスファルト塊は、**2 t又は4 tダンプトラック**に積込みし、資材置き場に仮置きした後、**10 tダンプトラック**で産廃処理契約を締結した**株式会社〇〇（〇〇市〇〇町〇〇番）**に搬出します。

・ダンプトラック出入り口には看板を設置し、交通誘導員を配置して交通事故防止と円滑な交通の流れを確保するように努めます。また、**過積載**がないようにオペレーターには十分に教

育を行うとともに「1 1. 交通管理 8. 積載超過運搬防止対策」を行います。

③不陸整正

・不陸整正は、**人力**にて行う。

・不陸整正時、**適宜振動ローラ〇 t（排ガス対策型）**にて転圧整正を行い仕上げる。

・隣接する付帯構造物に接する路盤部分で振動ローラによる締固め転圧を行う事が困難な箇所は**振動コンパクター、ハンドガイド式振動ローラ**等の適切な締固め機械により入念に転圧作業を行い、所定の締固め度に締め固める。

④アスファルト乳剤散布（プライムコート）

・乳剤散布面のゴミ、浮石を取り除き、適度に乾燥した状態でアスファルト乳剤（PK-3）を**ハンドスプレーヤー**で均一に散布する。その際、風向き等を考慮し飛散防止対策を行う。

・ジョイント部、端部、剥離等はブラシ等を使用し人力で塗布する。

・アスファルト乳剤散布後、養生砂を散布し路盤面を保護する。

⑤荷降ろし

・運搬車両は、ダンプトラックにて運搬し、施工時間超過による温度低下を防止する。

・運搬車両の荷台は清掃し、付着防止に油脂を噴霧する場合は最低限度とする。

・現場到着後、荷降ろしはバックホウ及び人力（一輪車使用）で行う。

・現場内での運搬距離は短くし、運搬は手早く行う。

・荷降ろしは、混合物が均一となるように行う。

⑥ 舗設作業（敷均し）

- ・混合物の温度が低下しやすいため、連続作業にて行う。
- ・スコップマンはレーキマンが敷きやすくなるように、均一に混合物を置く。
- ・混合物を置く時は投げ込まず、スコップを裏返す形で混合物を置く。
- ・レーキマンは均一で平坦な仕上げになるように敷き均す。
- ・施工厚、混合物の種類、温度等により余盛りを行う。
- ・アスファルト合材は敷き均した時の温度が 110℃以上でなければならないため、現場到着温度が 〇〇〇℃以上となるよう寒冷時には保温用シートで養生して運搬する。

⑦ 転圧作業

- ・転圧前に、表面を良く点検し、勾配・平坦性・粒度の均一等を確認する。
- ・転圧は振動ローラ〇 t（排ガス対策型）及び振動コンパクター等を使用する。
- ・各混合物の基準温度は、施工日の気温、風速等の気象条件等を考慮し、温度低下速度の速い時は、転圧開始の温度を高め設定する等を行い、締固め度の確保をする。
- ・転圧は、舗設速度に合わせて距離を開けず、初期転圧を行う。

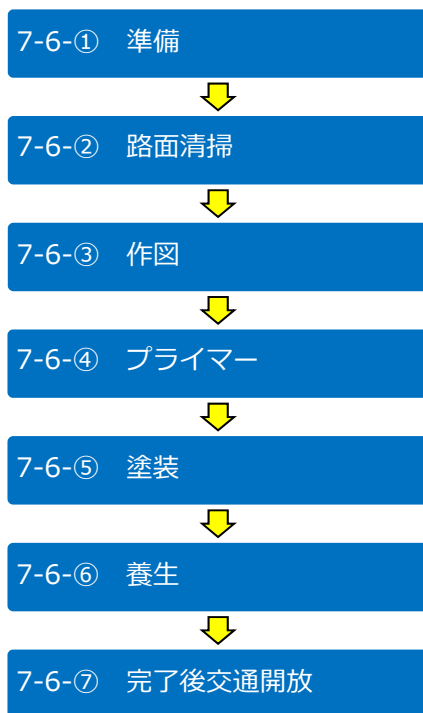
⑧ 完了後交通開放

- ・転圧完了後は舗装表面温度が 50℃以下になってから交通開放をします。

【留意点】

- ・赤字部分は必ず記入すること。（推奨）使用する機械等を記入する。図・写真などを活用すること。

【記載例：7-6 区画線工（溶融式区画線）フロー】



【記載例】

① 準備

- ・降雨や降雪等施工面を湿潤させる天候の場合は作業を中止する。

② 路面清掃

- ・施工面が湿潤状態の場合は、乾燥させる。
- ・区画線工位置の泥、埃を箒、コンプレッサー等を使用し清掃する。

- ・路面に付着物がある場合、デッキブラシ、シンナー等を使用し取り除く。

- ・既設区画線上への塗装となる場合は、既設塗装の密着度を調べ、密着度の低いものは除去する。

③ 作図

- ・道路中心線に合わせ平行・垂直となるよう路面作図を行う。

- ・関係構造物や施工延長、幅等の再確認を行う。

④ プライマー

- ・必要に応じガムテープ等でマスキングを行う。
- ・プライマーを均一に塗布する。

⑤ 塗装

- ・プライマー溶剤が乾燥した後塗装を行う。
- ・材料は溶融式（ジスライン）を使用する。
- ・塗装は 180℃～220℃に加湿し、作業及び品質に適した一定粘度とする。
- ・塗装に先立ち、ブリキ板にテスト塗装を行い、色・厚さ・幅・ガラスビース量を確認する。
- ・塗装の仕上げ厚さは 1.5 mmを標準とする。
- ・ガラスビース散布量は、幅 15 cm、長さ 1m当たり 25 gを標準とする。

⑥ 養生

- ・塗装が硬化するまで養生を行う。
- ・塗装後、車両及び歩行者による逃着防止のため、カラーコーン等防護設備を設置する。

⑦ 完了後交通開放

- ・塗装が硬化したのを確認した後、交通開放を行う。

7-7-1 仮設備計画

1) 仮設備計画

仮設備計画は、工事を施工するために直接かかわりをもつものと、工事の施工に付随的にかかわるものとに大別できる。そのいずれについても、工事を安全にかつ円滑に実施するために必要なものであり、その計画に関しては適切かつ経済的でなくてはならない。

これらの仮設備は、単に工事に対する安全性のみにとどまらず、第三者や作業員に対する安全性の確保に関しても十分な配慮が要求される場所である。また、労働安全衛生法第 88 条に規定される仮設備等については、所轄労働基準監督署長にその計画を事前に届け出なければならない。

工事の実施に関する仮設備については、発注者が設計図書で指定する指定仮設と、受注者の責任により一切の手段を定めて実施する任意仮設の 2 種類がある。

● 指定仮設

指定仮設とは、工事目的物を完成するために、発注者が設計図書で仮設の構造及び形状寸法、品質に関して指定するものをいう。

指定仮設は、設計図書に条件を明示し、その条件を前提とした請負契約に基づくため、指定された形状寸法、品質に関して、その規格を満足することが義務付けられるものである。したがって、品質の管理と出来形の管理を、本体工事と同様に実施しなければならない。

● 任意仮設

任意仮設とは、受注者が任意にその計画立案を行い実施されるもので、そのすべての責任は受注者が有するものである。（香川県広域水道企業団工事請負契約約款第 1 条第 3 項）

したがって任意仮設については、変更があっても原則として設計変更の対象とならないものであるが、反面使用する資材及び機械に関しては保有する資材の転用等、十分に活用することが許されているものである。

ただし、設計図書に示された施工条件が実際の現地条件と一致しない場合は設計変更の対象となる。

仮設備計画の管理、確認

指定仮設の場合	指定条件を計画書に記載、又は、仮設図を作成し構造物条件（形状寸法、品質、数量）が満足しているか、仮設図（展開図）及び写真にて確認する。
任意仮設の場合	計画書に記載した事項及び変更事項に対し、実施証明として施工状況写真を撮っておく。

7-7-2 工事用地等

2) 工事用地等（共通仕様書 1-3-1）

共通仕様書 1-3-1 に、受注者は、発注者から工事用地等の使用承認あるいは提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとされており、提供された用地の概要と施工期間中の管理方法について記載する。

また、設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとされていることから、これら土地の確保計画、現状の変更と復旧について記載しなければならない。

【記載例】

工事用地として工事施工区間（赤線）から約〇〇〇m離れた空き地を借地して現場事務所 兼 資材置き場（工事車両駐車場）を設け、バックホウ、ダンプトラック等を駐車するほか、作業員休憩所・仮設トイレ等と管材料を保管します。

砂、再生砕石等の埋戻材は〇〇市〇〇地先の当社資材置き場から現場に搬入します。

また、現場発生土は、資材置き場に仮置き後、当社が契約した処分地に搬出します。アスファルト殻については、資材置き場に仮置き後、産廃処理契約を締結した処分地へ搬出します。

【記載例：現場事務所兼資材置き場位置図：赤線は施工区間】



【留意点】

- ・現場事務所の配置詳細図も記載すること。
- ・資材置き場が現場事務所と別にある場合は別途位置図・詳細図を記載すること。
- ・現場事務所を設けない場合でも仮設トイレ、作業員休憩所の計画は記載すること。

7-7-3 土止め設置

3) 土止め設置

土止めについては、土木工事共通仕様書（香川県土木部）及び水道工事標準仕様書（日本水道協会）によるものとする。なお、パネル式土留の詳細については、たて込み簡易土留協会の施工指針などを参照する。

【記載例：アルミ合金製軽量矢板の場合】

一次掘削がある程度先行した後、アルミ合金製軽量矢板にて土止めを行う。

アルミ合金製矢板を人力にて掘削部側面にたて掛け、矢板が自立する程度に **0.28m³級バックホウ（排ガス対策型）** のバケットにて土中に押し込む。必要に応じて仮切梁を設置する。

矢板の建込が、両側面とも腹起しが設置できるだけの枚数に達したら、アルミ合金製腹起し及び水圧ジャッキを設置する。

腹起し及び水圧ジャッキは土壁に対して水平且つ直角に設置する。

作業性向上のため水圧ジャッキはあらかじめ概寸で伸ばしてからセットする。

上下段の腹起し及び水圧ジャッキを設置後、**0.28m³級バックホウ（排ガス対策型）** 及び**人力**にて二次掘削・床仕上げを行う。

床仕上げ時にやむを得ず過掘りした場合については床付け面土質と同等以上の材料にて埋戻し、転圧・床仕上げを行う。

【記載例：パネル式土留の場合】

一次掘削は**クレーン仕様の 0.45m³級バックホウ（排ガス対策型）**で行う。

クレーン仕様の 0.45m³級バックホウ（排ガス対策型）にて余掘り内に、パネル式土留を吊りおろす。

30 cm～50 cm程度掘削を行うごとに、パネル式土留を押し込みを行う。

2段（3段）の場合、押し込んだ1段目（2段目）のパネル式土留に、もう一段のパネル式土留を継ぎ足す。

継ぎ足し後、1段目と同様に掘削を行い、パネル式土留を押し込む。

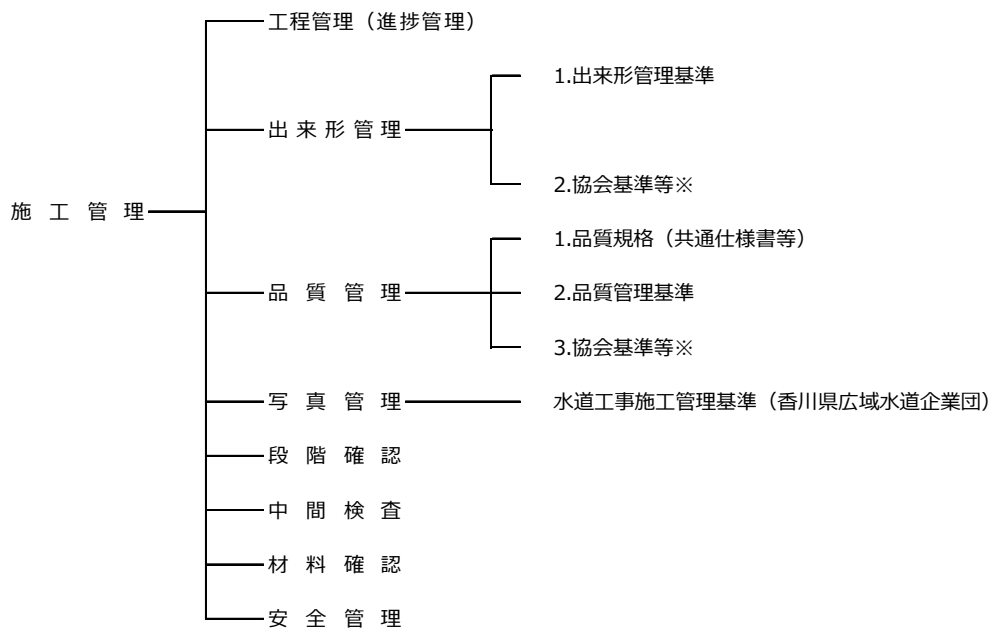
1段目が所定の深さに達したら、各段のパネル連結部が正しく止まっているかを確認する。

【留意点】

- ・ **赤字部分**は必ず記入すること。使用する機械等を記入する。図・写真などを活用すること。

8. 施工管理計画

施工管理計画については、「共通仕様書」、「水道工事施工管理基準（香川県広域水道企業団）」、「土木工事施工管理基準及び規格値（香川県土木部）」、「水道工事標準仕様書（日本水道協会）」、「特記仕様書」等に基づき、下記の構成により行わなければならない。（新技術や新工法の採用に伴い、手法を見直すべき事項、追加で必要となる事項が網羅されているかについても確認する。）



※日本水道協会、日本道路協会、土木学会、舗装・法面等の民間協会などの基準等

1) 工程管理（進捗管理）

ネットワーク、バーチャート等の作成様式のうち使用する様式を記載するとともに、進捗管理の方法とフォローアップ実施基準を記載する。

進捗管理において、15%以上の遅延の場合はフォローアップ必須とし、工程表の特記事項又は工事履行報告書の記載欄において内容を報告すること。

【記載例】

- ①管理方法：バーチャート方式
- ②進捗管理：1ヶ月に1回、計画工程に対する実施工程の進捗を確認し、「工事履行報告書」で工事監督員に報告するとともに、15%以上の遅延が生じた場合は、フォローアップを実施して、その内容を工事監督員に報告する。

2) 出来形管理

工事で行う出来形管理の「測定項目」については、「土木工事施工管理基準及び規格値（香川県土木部）」及び「水道工事施工管理基準（香川県広域水道企業団）」並びに「水道工事標準仕様書（日本水道協会）」に基づいて記載する。社内管理基準を設定している場合は併せて記載する。

なお、上記に該当工種がない場合、又は、設計図書に管理基準が示されている場合はあらかじめ工事監督員と協議すること。

【留意点】

- (1)必要な工種が記載されているか。
- (2)施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- (3)不可視部の対応は検討されているか。
- (4)基準の定めがないものに対する基準設定は妥当か。（受注者と工事監督員で協議が必要）
- (5)適用した基準名が記載されているか。
- (6)社内管理基準値を設定する場合は、【社内管理基準値の設定の留意点】を参考にすること。
- (7)施工計画書に使用する出来形管理表の様式を「8.施工管理計画」のページに差し込むこと。

3) 品質管理

工事で実施する品質管理の試験項目（試験）については、「土木工事施工管理基準及び規格値（香川県土木部）」及び「水道工事施工管理基準（香川県広域水道企業団）」並びに「水道工事標準仕様書（日本水道協会）」に基づいた品質管理計画表を作成する。

なお、上記に該当工種がない場合、又は、設計図書に品質管理の試験項目（試験）が示されている場合はあらかじめ工事監督員と協議すること。

【留意点】

- (1)必要な工種が記載されているか
- (2)施工規模に見合った試験回数となっているか。
- (3)基準の定めがないものに対する基準設定は妥当か。（受注者と工事監督員で協議が必要）
- (4)管理方法や処理方法は妥当か。
- (5)適切な試験方法か。
- (6)適用した基準名が記載されているか。
- (7)社内管理基準値を設定する場合は、【社内管理基準値の設定の留意点】を参考にすること。
- (8)施工計画書に使用する品質管理表の様式を「8. 施工管理計画」のページに差し込むこと。

4) 写真管理

「水道工事施工管理基準（香川県広域水道企業団）」に基づき、管理目的（施工・品質・出来形）に応じた適切な撮影項目、撮影時期、撮影頻度について記載する。

【記載例】 写真管理計画

工	種	撮影箇所及び内容	撮 影 頻 度	摘 要
一 般	現 場 概 況	着手前（施工前）と竣工（施工後）の現場の状況を同一箇所から撮影する。 既設物と占有位置等の関連を撮影する。 その他重要箇所及び指定箇所	実施箇所又は測点毎 実施箇所毎 実施箇所毎	実施箇所とは点的施工、測点毎とは連続施工の場合である。
安 全 管 理	安 全 管 理	各種標識類の設置状況 各種保安施設の設置状況（建設業許可表、労災保険関係成立表等） 交通保安要員等交通整理状況 K.Y.K、安全会議及び安全教育の実施状況	実施箇所又は測点毎	安全教育は、月単位

【留意点】

- ・撮影箇所及び内容、撮影頻度等が工事内容に整合しない場合は、工事監督員と協議により追加・削減する。
- ・不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- ・「水道工事施工管理基準（香川県広域水道企業団）」の別表－1 撮影内容及び頻度に記載のない工種については、工事監督員と協議して取扱を定めるものとする。
- ・記載について様式等は、特に定めは無い。
- ・電子黒板の使用については、事前に工事監督員と協議して取扱を定めるものとする。

5) 段階確認

特記仕様書に定める工事監督員による段階確認項目について施工計画書に記載する。

なお、記載する確認項目は、「香川県広域水道企業団工事監督技術基準」の別表1、別表2及び、工事監督員との協議により定めた、段階確認項目についての計画を記載する。

「香川県広域水道企業団工事監督技術基準」の別表1、別表2については、施工計画書の手引き巻末に添付している。

【記載例】 段階確認

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事
管路工事	開削工	掘削完了時	令和〇年〇月頃	段階確認項目 例) 遠隔臨場
管路工事	開削工	基礎完了時	令和〇年〇月頃	段階確認項目
管路工事	開削工	管据付完了時	令和〇年〇月頃	段階確認項目
管路工事	管布設工	水圧試験	令和〇年〇月～ 令和〇年〇月頃	段階確認項目
〇〇工		路床仕上げ時	令和〇年〇月～	段階確認項目
		(プルローリング実施時)	令和〇年〇月頃	
〇〇工		路床仕上げ時	令和〇年〇月～	工事監督員との協議により 定めた、段階確認項目
		(現場密度試験)	令和〇年〇月頃	

・遠隔臨場を実施する場合は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領 R6.4 (香川県広域水道企業団)」に基づき、

(1) 適用種別、(2) 機器構成と仕様、(3) 段階確認等の実施を記載し、事前に工事監督員の確認を受けること。

6) 中間検査

中間検査は、工事監督員が行う工事材料の品質確認、段階確認及び施工状況把握のうち、特に重要な部分及び、工事監督員が指定する検査工種のうち、当該工事の主体となる工種で、竣工検査時の実地検査又は写真、試験成績表等の書類検査によって確認できない出来形、品質、性能及び出来ばえ等を確認するものである。また、香川県広域水道企業団工事請負契約約款第34条の規定に基づく部分使用に係る検査も含まれる。

中間検査の対象は、「香川県広域水道企業団中間検査実施基準」の別表を参考に、工事監督員と協議のうえ決定し、該当工種がある場合はその計画を施工計画書に記載するものとする。

「香川県広域水道企業団中間検査実施基準」の別表については、施工計画書の手引き巻末に添付している。

【記載例】 中間検査

種 別		検査時期	検査項目		施工予定時期	記 事
			出来形	品質		
管路工	開削工	基礎完了時	基準高、幅、厚さ、締固め状況		令和〇年〇月頃	中間検査実施基準
管路工	開削工	管路据付完了時	基準高、中心線、厚さ、管接合	使用材料、施工品質	令和〇年〇月頃	中間検査実施基準
〇〇工	〇〇〇	〇〇	〇〇、〇〇	〇〇	令和〇年〇月～ 令和〇年〇月頃	工事監督員協議による実施

7) 材料確認

工事監督員が承諾した材料のうち、特記仕様書で指定された材料について、受注者から提出される品質規格証明書等と照合し、臨場によって材料の外観等を確認するもので、該当する材料と実施時期の計画を記載する。

【記載例】 材料確認

材料名	規格	数量	材料確認時期	備 考
ダクタイル鋳鉄管	GX形 φ〇〇	〇〇〇本	令和〇年〇月頃	直管 例) 遠隔臨場
管材類一式 (直管除く)	φ〇〇ほか	1式	令和〇年〇月頃	管材類・BOX類
鉄筋	D 1 3 ~ D 2 2	〇〇.〇 t	令和〇年〇月頃	

・遠隔臨場を実施する場合は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領 R6.4 (香川県広域水道企業団)」に基づき、(1) 適用種別、(2) 機器構成と仕様、(3) 段階確認等の実施を記載し、事前に工事監督員の確認を受けること。

(2) 品質管理計画（管路工事）【記載例】

工種	試験項目	試験方法	規格値	自社基準値	試験基準	適用
水 圧 試 験	管路水圧試験	・管内に充水し所定の水圧を負荷し、一定時間保持してこの間の圧力変化を測定。 ・試験水圧は、0.75MPa又は設計静水圧のいずれか大きい方とする。	・管路に漏水等異常が無く、急激な圧力降下が生じないこと。 ・試験水圧を負荷して、24時間経過後に試験水圧(MPa) × 0.9MPa以上の水圧を保持すること。		管路工事完了時	共通仕様書 5-1-14
管 の 接 合	ダクティル鑄鉄管 継手部接合検査	目視 ノギス等による計測	・各継手部所定の寸法を満たすこと。 ・ボルトの締付トルクを満たすこと。		すべての継手接合箇所について実施	共通仕様書 5-1-7
路 盤 工	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185	最大乾燥密度の 93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上		・締固め度は、3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1000㎡未満の工事は、1工事につき任意の3個	
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210				・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。

【社内管理基準値の設定の留意点】

- ・品質管理について、規格値が定められていない項目についても必要に応じ、工事監督員と協議し、規格値を設定することもできる。（任意）
- ・社内管理基準の決定根拠等（自社基準値参考元）もあわせて記載する。
- ・自社管理基準値を設けない場合は通常の出来形規格値を採用し、自社管理基準値を記載する必要はない。

9. 安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や組織づくり、作業員の労働条件、安全性の確保など、労働災害防止に向けた活動方針等について記述する。

安全管理については、共通仕様書及び関係法令等を基に、次の項目を記載する。

- 1) 工事安全管理対策
 - ①安全管理組織（安全協議会等の組織も含む）
 - ②火薬等危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて
- 2) 第三者施設に対する安全対策
家屋、商店、道路、鉄道、ガス、電気、水道、通信線等の第三者施設と近接して工事を行う場合の措置
- 3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画
工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、記載すること。
※安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料は別途整備保管し、工事監督員の請求があった場合は提示できるようにしておくこと。
- 4) その他
 - ①工事車両・重機等の事故防止対策
 - ②足場・型枠支保工等の仮設工の安全対策
 - ③大雨・強風等の異常気象時の防災対策
 - ④総合評価の技術提案による「墜落事故等防止取組計画」「交通事故防止取組計画」

【留意点】

- ・安全管理を進めるにあたっては、関係法令、指針等を活用して計画を行うこと。
- ・作業主任者の配置が必要な作業については、作業名及び作業主任者の氏名を記載した一覧表を記載すること。同一作業において作業主任者が複数いる場合は、「正・副」を明記すること。
- ・別途提出する施工体系図に、現場内での労働災害の発生を未然に防止する目的として、作業所災害防止協議会を記載することにより、下請業者の安全管理組織表とすることができる。

※参考 主な法令・指針は以下のとおり

- ・労働安全衛生法
- ・土木工事安全施工技術指針
- ・建設機械施工安全技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ・建設機械施工安全マニュアル
- ・クレーン等安全規則

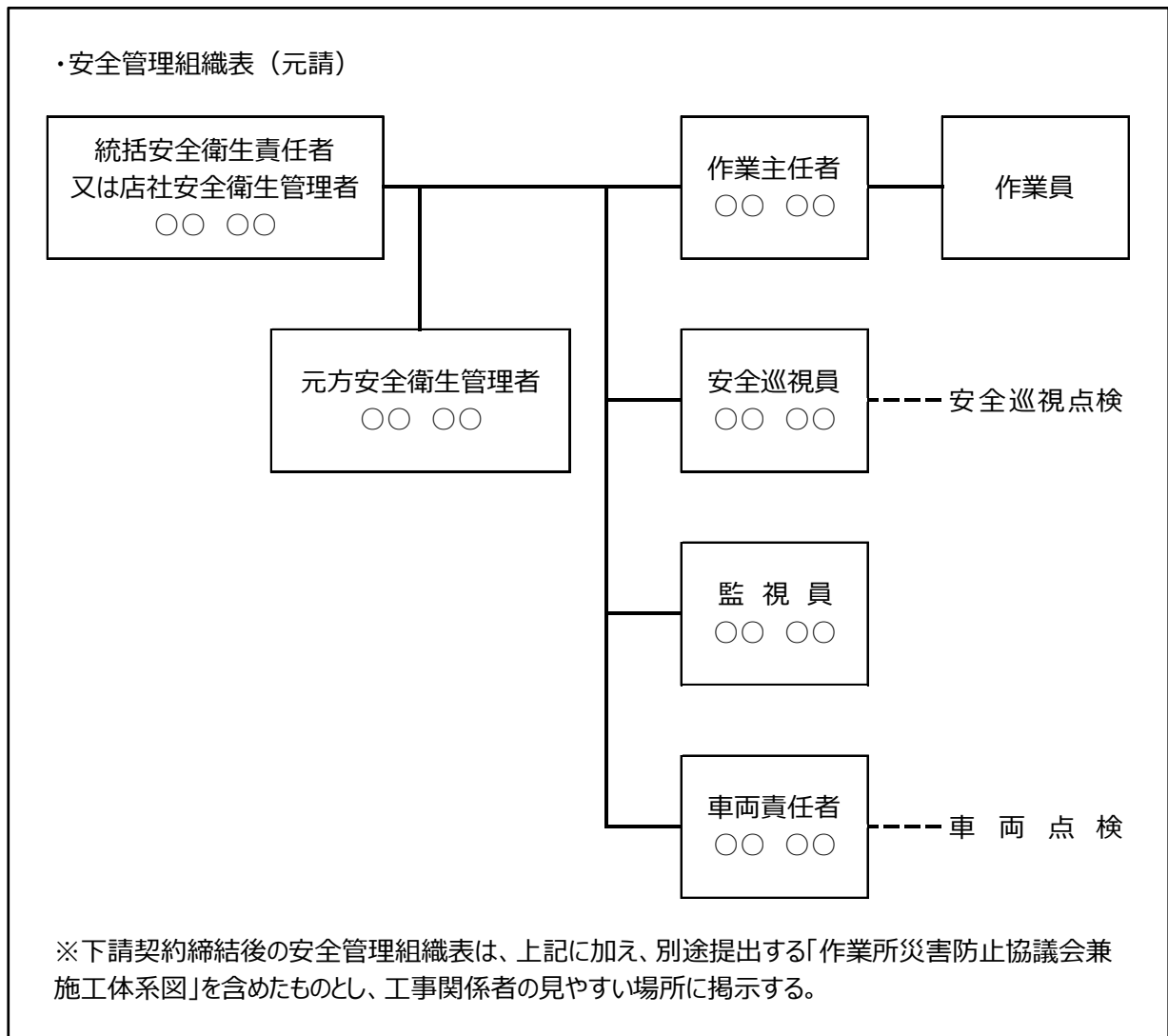
【記載例】安全管理

安全管理

【記載例】

1.安全管理組織

現場内での労働災害、交通事故等の発生を防止するため、安全管理組織を設ける。



【留意点】

- ・安全管理組織において、労働安全衛生法で定められた責任者に応じて、各々記載する。
- ・安全管理の徹底と万一災害や事故が発生した場合、ただちに対応できるように責任分担を明確にし、それぞれの責任範囲において任務を達成できる社内組織を整備する。

【記載例】

- ・工事期間中は、安全巡視員を配置して毎作業日に1回以上巡視を行い、点検表の厳守事項を確認し記録する。
- ・車両責任者は、定期車両点検日を定めて点検事項を記録する。
- ・これらの記録をもとにして毎月1回、関係者全員で災害防止協議会を開催し、次の事項についての確認を行い、安全管理の徹底を図る。

- (1) 現場進捗状況、今後のスケジュール、重点事項説明
- (2) 新規入場者への工事概要説明
- (3) 作業所の安全衛生方針、計画の説明
- (4) 工程の説明・調整
- (5) 作業方法、機械取扱いに関する事項（安全確認、日常整備点検の徹底）
- (6) 安全パトロールの結果
- (7) 安全設備の点検、状況
- (8) 前月の協議会指摘事項の改善状況等
- (9) その他

【記載例】

2.第三者の事故防止

- ・工事現場及びその周辺において、作業範囲等を明確にするため、安全施設（バリケードや三角コーン）で作業ヤードを仕切ります。また、重機の旋回範囲と十分な離隔が取れない箇所については、見張り員を配置し、第三者施設を損傷しないよう注意して施工します。
 - ・地下埋設物付近（測点〇〇付近）を掘削する際には、試験掘で確認した土被り－〇〇cm になった時点から人力掘削に切替え、埋設物に損傷を与えないよう注意して施工します。また、管布設後の埋戻し時には埋設物の下は特に入念に転圧を行います。
- なお、露出した埋設物の状況や埋め戻し時の状況写真を撮影します。

【記載例】

3.安全教育等

- ・本工事の施工に際して、現場に必要な安全研修・訓練等を作業員全員参加によって、月当り半日以上で次の項目から選択して実施する。
- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育。
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事の安全確保に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

【記載例】 工事安全教育及び訓練についての月別活動計画

安全教育及び訓練計画表の内容において、作業員全員の参加による安全教育及び訓練を毎月 1 回 4 時間以上実施します。

年 月	活 動 内 容	資 料	備 考
R.○.5	1. 工事内容・施工手順の周知 2. 予想される事故対策	1. 施工計画書 2. ビデオ「新規入場の皆さんへ」	
R.○.6	1. 工事現場周辺の災害防止 2. 玉掛作業	1. 土木工事安全施工技術指針 2. ビデオ「災害事例から学ぶ玉掛作業の基本ルール」	全国安全週間 準備期間
R.○.7	1. 異常気象時の対策 2. 危険予知訓練	1. 土木工事安全施工技術指針 2. ビデオ「建設現場のKY活動」	全国安全週間 7/1～7/7
R.○.8	1. 過積載防止 2. 災害事例	1. 過積載根絶のために 2. ビデオ「職場安全の基礎知識災害原因を追放しよう」	電気使用安全月間
R.○.9	1. 労働安全衛生法 2. 交通事故防止	1. ビデオ「労働安全衛生法とは」 2. 建設工事・事故防止対策指針	全国労働衛生週間準備期間 全国交通安全運動

【留意点】

- ・毎月行う安全教育・訓練の内容を記入する。安全教育は休工时でも開催すること。
- ・施工計画書には当初工期の計画を記載する。
- ・1ヶ月以上の工期延長があった場合は、延期した月単位で行う安全教育・訓練の内容を変更施工計画書に記入する。（共通仕様書 1-1-5(3)-4）

【記載例：安全管理活動計画】

実施事項	場 所	参加予定者	内 容	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者全員	当日の作業手順・体操等	毎日
KY活動	現場	現場作業従事者全員	当日の危険予知等	毎日
安全巡視	現場	安全巡視員	現場内・周辺の監視・安全確保	毎日
重機の点検	現場	運転者	点検表に従って始業前に点検	毎日
新規入場者教育	事務所	新規入場者	工事及び現場に関する規則の説明	適宜
店社パトロール	現場及び 現場事務所	労務安全担当者 安全委員・安全巡視員(ほか)	安全衛生管理の確認	毎月1回
災害防止協議会	現場及び 現場事務所	安全衛生委員	安全衛生管理・災害防止等	毎月1回
安全教育・訓練	現場事務所	現場代理人・作業従事者 交通誘導員	現場に必要な安全研修・訓練	毎月1回 4時間以上

【留意点】

- ・施工計画書には、使用するKY活動、各種点検表等の様式を「9. 安全管理」のページに差し込むこと。

【記載例：作業主任者及び有資格者一覧表】

作業主任者一覧表

資格名	氏名	会社名	備考
足場組立等作業主任者	〇〇 〇〇	〇〇建設(株)	
地山掘削作業主任者	〇〇 〇〇	〇〇建設(株)	
型枠支保工作業主任者	(未定)	(未定)	

有資格者一覧表

資格名	氏名	会社名	備考
玉掛け	〇〇 〇〇	〇〇建設(株)	
車両系建設機械	〇〇 〇〇	〇〇建設(株)	
移動式クレーン運転	(未定)	(未定)	

【記載例：作業主任者が複数いる場合】

作業主任者一覧表

資格名	氏名	会社名	備考
地山掘削作業主任者	(正) 〇〇 〇〇	〇〇建設(株)	
	(副) □□ □□	〇〇建設(株)	
足場組立等作業主任者	(正) 〇〇 〇〇	〇〇建設(株)	
	(副) □□ □□	〇〇建設(株)	

【留意点】

- ・作業主任者及び有資格者一覧表は受注した工事を施工する上で必要となる資格を有する現場従事者の氏名等を記入する。
- ・資格（登録）証の写しも添付する。ただし、資格内容・取得年・氏名・顔写真が判別できれば良いため、資格確認に必要な個人情報は黒塗りで良い。
- ・なお、作業主任者及び有資格者を必要とする対象作業について資料①～資料③に記載しています。

【資料①：作業主任者選任業務一覧表その1】

作業主任者 選任業務一覧表

(令:労働安全衛生法施行令、安規:労働安全衛生規則)

令6条号別	各規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法14条、同法施行令6条、安衛則16条)	職務根拠
1	高圧則10	高圧室内作業主任者	免許	潜函工法その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業	高圧則10②
2	安規314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置(10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結したもの又は9以下の連結で水素若しくは溶解アセチレンの場合は400リットル以上、他は1,000リットル以上)を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務	安規315
3	安規513	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業(①原動機定格出力7.5kwを超えるもの②支間の斜距離の合計が350m以上のもの③最大使用荷重が200kg以上のもの)	安規514
4	ボイラー則24	ボイラー取扱作業主任者	ボイラー技士免許等	ボイラー取扱業務(小型を除く→令1条4号) ①特級=伝熱面積合計500㎡以上(貫流のみは除く) ②1級以上=伝熱面積合計25以上500㎡未満(貫流のみ500㎡以上) ③2級以上=伝熱面積合計25㎡未満 ④技能講習以上=令6条16号イからニまでのボイラー	ボ規25
5	電離則46	エックス線作業主任者	免許	次の放射線業務 (但し医療用又は波高値による定格電圧が1,000KV以上のエックス線装置使用は除く) ①エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 ②エックス線管、ケトロンガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査の業務	電離則47
5の2	電離則52-2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業	電離則52-3
6	安規129	木材加工用機械作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーターで合計5台以上(自動送材車式帯のこ盤を含む場合は3台以上)	安規130
7	安規133	プレス機械作業主任者	同上	動力プレス5台以上	安規134
8	安規297	乾燥設備作業主任者	同上	①乾燥設備内容積1㎡以上(令別表第2危険物) ②危険物以外、熱源に燃料又は電力使用	安規298
8の2	安規321-3	コンクリート破砕器作業主任者	同上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業	安規321-4
9	安規359	地山の掘削及び土止め支保工作作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上の地山の掘削の作業(技能講習は「地山の掘削及び土止め支保工で統一」)	安規375
10	安規374	土止めの支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業(同上)	同上	土止めの支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業(同上)	安規383-3
10-2	安規383-2	ずい道等の掘削等作業主任者	同上	ずい道等の掘削、ずり積み、支保工組立(落盤、肌落防止用)、ロックボルト取付、コンクリート等吹付	安規383-3
10-3	安規383-4	ずい道等の覆工作業主任者	同上	ずい道等覆工(型枠支保工)組立、解体、移動、コンクリート打設	安規383-5
11	安規403	採石のための掘削作業主任者	同上	掘削面の高さ2m以上となる採石法2条の岩石の採取のための掘削	安規404
12	安規428	はい作業主任者	同上	高さ2m以上のはい付け、はいくずし(但し、ばら物荷や荷役機械の運転者のみで行う作業は除く)	安規429

【資料②：作業主任者選任業務一覧表その2】

作業主任者 選任業務一覧表

(令:労働安全衛生法施行令、安規:労働安全衛生規則)

令6条号別	各規則条文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法14条、同法施行令6条、安衛則16条)	職務根拠
13	安規450	船内荷役作業主任者	技能講習	船舶荷積み卸、船舶内荷移動 (但し、500t未満の船舶で揚貨装置を用いない作業は除く)	安規451
14	安規246	型枠支保工組立て等 作業主任者	同上	型枠の組立て、解体の作業(但し、建築物の柱・壁・橋脚、ずい道のアーチ・側壁等のコンクリート打設用は除く)	安規247
15	安規565	足場の組立て等 作業主任者	同上	つり足場、張出足場又は高さが5m以上の足場の組立、解体、変更の作業(ゴンドラのつり足場は除く)	安規566
15-2	安規 517-4	建築物等の鉄骨の 組立て等作業主任者	同上	建築物の骨組み・塔であって高さが5m以上の金属製の部材により構成されるものの組立て、解体、変更	安規 517-5
15-3	安規 517-8	鋼橋架設等 作業主任者	同上	橋梁の上部構造であって金属部材により構成されるものの架設、解体、変更(但し、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る)	安規 517-9
15-4	安規 517-12	木造建築物の組立て 等作業主任者	同上	軒高5m以上の木造建築物の構造部材組立て、屋根下地外壁下地の取付	安規 517-13
15-5	安規 517-17	コンクリート造の 工作物の解体等 作業主任者	同上	高さ5m以上のコンクリート造工作物の解体、破壊	安規 517-18
16	安規 517-22	コンクリート橋 架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であってコンクリート造のもの架設又は変更(但し、高さ5m以上又は橋梁支間30m以上に限る)	安規 517-23
17	ボ則62	第一種圧力容器 取扱作業主任者	※1	第一種圧力容器の取扱作業 (但し、令1条6号小型圧力容器及び令6条17号イ、ロは除く)	ボ則63
18	特化27	特定化学物質 作業主任者	技能講習	令別表第3の特定化学物質(1類・2類・3類) 製造又は取扱(但し、試験研究の取扱業務は除く)	特化則 28
19	鉛33	鉛作業主任者	同上	令別表第4の鉛業務1号から10号まで(但し、遠隔操作の場合は除く)	鉛則34
20	四アル14	四アルキル鉛等 作業主任者	同上	令別表第5の四アルキル業務1号から6号・8号(講習は18と同一)	四アル 15
21	酸欠11	酸素欠乏危険 作業主任者(第1種)	同上	酸素欠乏危険場所における作業(第一種酸素欠乏危険作業)	酸欠則 11②
		酸素欠乏危険 作業主任者(第2種)	同上	酸素欠乏危険場所(酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る)における作業(第二種酸素欠乏危険作業)	酸欠則 11③
22	有機19	有機溶剤作業主任者	同上	令別表第6の2に掲げる有機溶剤の製造又は取扱	有機則 19の2
23	石綿19	石綿作業主任者	同上	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業、試験研究のため製造する作業、石綿分析用試料等を製造する作業	石綿則 20

※1：化学設備にかかる第一種圧力容器の場合は化学設備第一種圧力容器作業主任者技能講習
上記以外はボイラー-技士免許(特級・1級・2級)、第一種圧力容器作業主任者技能講習(化学設備・普通)

【資料③：資格を要する主な作業】

就業制限（法第61条、令第20条）

次の業務（主なものを記載）は、免許や技能講習修了等、法定の資格を有する者でないと当該業務は行うことはできない。

業務の名称	制限される業務の内容	必要な資格
クレーンの運転業務	つり上げ荷重が5t以上のクレーンの運転	クレーン・デリック運転士免許
移動式クレーンの運転業務	つり上げ荷重が1t以上の移動式クレーンの運転	移動式クレーン運転士免許（つり上げ荷重5t未満の場合は小型移動式クレーン運転技能講習修了で可能）
玉掛けの業務	つり上げ荷重が1t以上の揚荷装置、クレーン、デリック、移動式クレーンの玉掛けの業務	玉掛け技能講習修了
車両系建設機械の運転業務	整地・運搬・積込・掘削用（機体重量3t以上）	車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）の運転技能講習修了等
	基礎工事用（機体重量3t以上）	同上（基礎工事用整地・運搬・積込・掘削用）運転技能講習修了等
	解体用（機体重量3t以上）	同上（解体用）運転技能講習修了等
高所作業車の運転業務	作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転業務	高所作業車運転技能講習修了
ガス溶接等の業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶断・加熱の業務	ガス溶接作業主任者免許
		ガス溶接技能講習修了
ショベルローダー等の運転業務	最大荷重が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転業務	ショベルローダー等運転技能講習修了

特別教育（法第59条第3項、安衛則第36条）

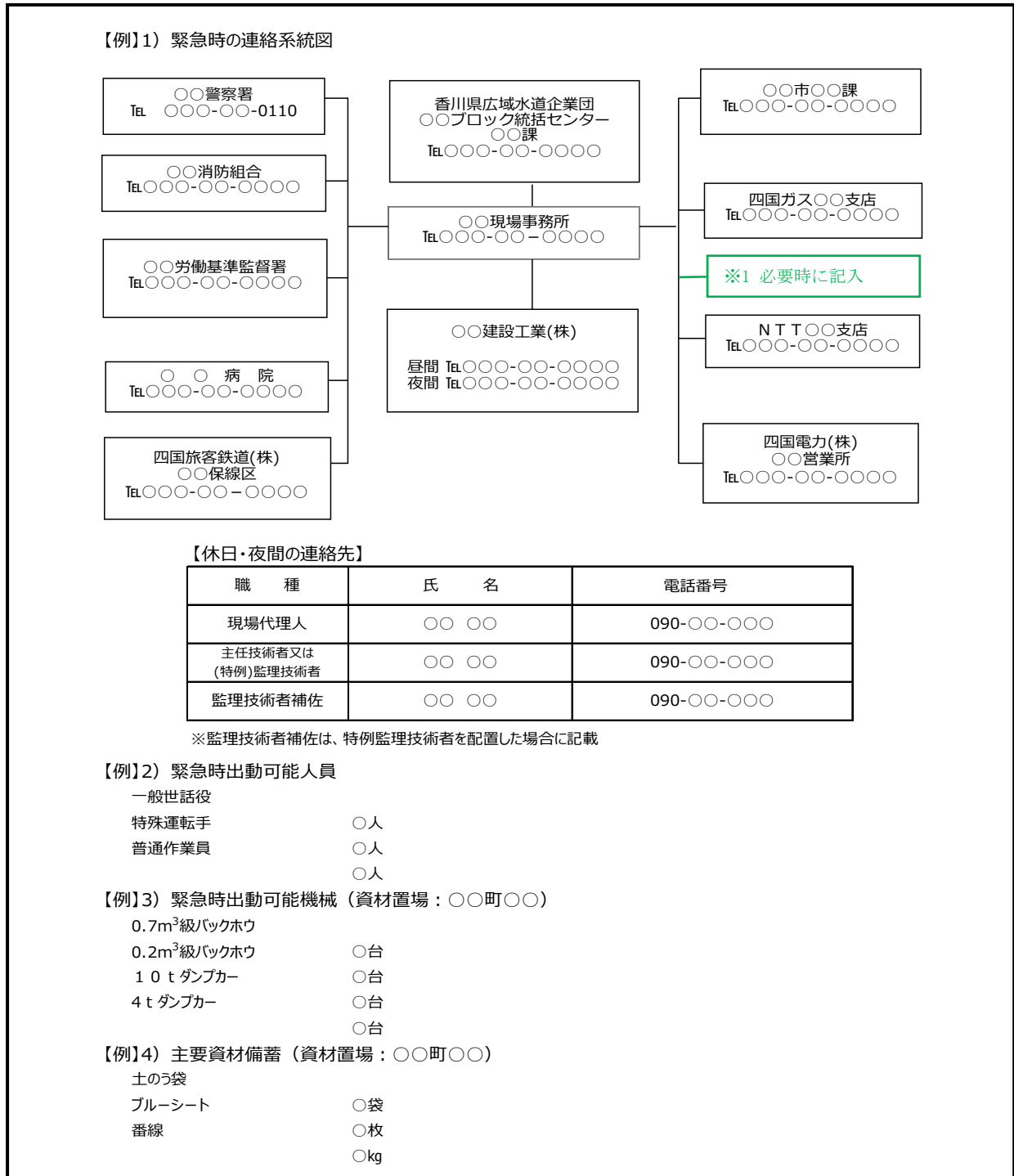
次の業務（主なものを記載）に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別な教育を行わなければならない。

業務の名称	特別教育を必要とする業務の内容
クレーンの運転	つり上げ荷重が5t未満のクレーンの運転
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転
玉掛けの業務	つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務
小型車両系建設機械の運転	機体重量3t未満の整地・運搬・積込・掘削用、基礎工事、解体用の車両系建設機械の運転
締固め用建設機械の運転	ローラー等の締固め用機械で、動力を用い、かつ不特定の場所に移動できる建設機械の運転
チェーンソーを用いた伐木業務	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理
アーク溶接等の業務	アーク溶接機を用いて行う金属の溶断・加熱等の業務
ずい道等の掘削等の作業	ずい道等の掘削作業、ずり・資材等の運搬、覆工コンクリート等の打設等の作業

10. 緊急時の体制及び対応

事故又は大雨・強風等の異常気象や、地震等、緊急事態の発生時に迅速に対応できるよう、工事監督員及び関係機関への連絡系統図を記載する。

・緊急時の体制及び対応（事例）



※1 工事範囲に他センター等の占用物がある場合は追加して記入すること。

【留意点】緊急時の連絡系統図の発注者は、企業長（BC 所長）とせず、担当課とする。

1 1. 交通管理

工事実施にあたっては、道路交通の安全と円滑化を図るため、道路機能を十分に発揮させるよう配慮するとともに、交通事故の発生を未然に防止するよう考慮しなければならない。

工事着手にあたっては、事前に、工事方法、施工順序に対応した交通処理及び交通対策について十分に検討し、共通仕様書 1-2-2 交通安全対策により、必要に応じて次の項目を具体的に記載する。

- 1) 交通安全対策（交通安全一般事項、交通誘導警備員等配置計画）
- 2) 交通規制・う回路計画（工事中の一時通行止め、制限時間）
- 3) 保安施設設置計画
- 4) 現道や工事用道路に対する補修、防塵処理等の時期、方法
- 5) 主要材料の搬入経路・運搬時間（土、コンクリート、アスファルト合材等の運搬）
- 6) 過積載防止対策の確認方法、受注者の取組み等
- 7) その他（特殊車両許可等、各種届出の有無など）

【記載例：交通管理】

1. 交通安全管理

- イ) 危険区域には、警戒標識、保安灯、バリケード等を設置して、安全管理に努める。
- ロ) 仮設防護柵設置箇所では防護柵内部で、その他はできる限り外線部より外側で作業する。

2. 片側通行対策等

- イ) 片側通行にて施工する場合は、開始前に十分な準備（保安対策）を整えて、一般車両や、歩行者が安全に通行できるよう、また、交通の混雑をまねかないようにする。
- ロ) 交通規制を行う際は、交通誘導警備員（交通誘導警備検定〔1級又は2級〕合格者）を配置し、交通の安全確保に努める。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合は、特記仕様書に規定された資格を有する交通誘導警備員を配置するものとする。

3. 保安施設配置計画

- イ) 工事施工箇所には、通行人及び通行車両が見やすい所に、工事中標識板、工事協力依頼板、〇〇m先・〇〇m先工事予告板を起、終点側にそれぞれ設置して、安全かつスムーズに通行できるようにする。
- ロ) 仮設防護対策設置箇所には、特に保安施設設置に注意して施工する。
- ハ) 夜間にはチューブライトを設置し、点滅灯を50mピッチ未満に設置し、バリケード及びトラロープを張り、一般通行人が乗り入れないよう注意を促し、工事箇所に立ち入ることのないようにする。
- ニ) 保安施設に使用する標識、看板及び設置要領は（図一1）に添付する。【記載例省略】

4. 市町道等及び出入り口対策

市町道等出入り口前で行う場合には、出入り口確保及び一般車両や歩行者の安全通行ができるよう対策を行い、必要に応じて交通誘導警備員を配置する。

5. 交通規制時間

交通規制により施工する場合には、交通ラッシュ時間帯を避けた時間帯（※9：00～16：30）とする。【※許可条件を記載】

6. 運搬路の維持補修

工事現場内は常に整備し、未舗装部については防塵対策として1日〇回散水車により散水を行う。現場周辺道路についても交通事故等の発生を防止するため、1日〇回巡視点検を行い、補修等が必要な場合は、速やかに工事監督員に報告するとともに、その対応について指示を受けるものとする。

7. 主要材料の搬入（搬出）経路

運搬路の一部に〇〇路を使用するため、地元住民へ工事概要・安全対策を十分説明を行い、通勤・通学時間帯の運搬は行わない。制限速度は全経路〇〇km/h、〇〇地域においては、〇〇km/hとし、運転手に速度厳守の周知を徹底する。

搬入・搬出経路は別図のとおり【記載例省略】

8. 積載超過運搬防止対策

(1) 運搬車両及び登録ナンバー

- ① 運搬車両の登録ナンバー、積載重量、運転手名簿の一覧表を提出する。
- ② 納入業者より誓約書を取り社内教育を徹底させる。

(2) 各種資材の積載量の確認方法

① 生コンクリート

重量換算表

単位重量	4 t車	10 t車
2.4t/m ³	1.5m ³	4.0m ³

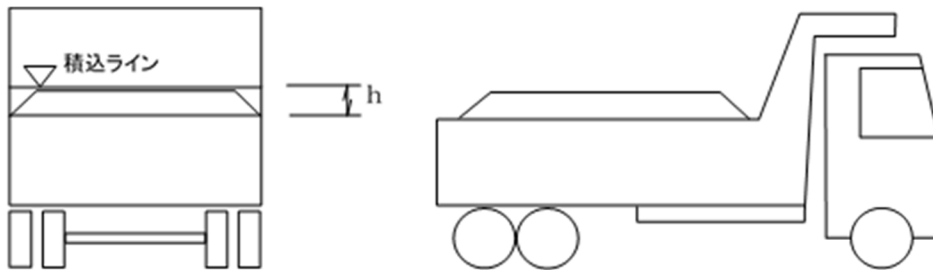
納入伝票により確認する。

② 流用土、砕石等

重量換算表

品名	単位重量	10 t車
流用土	見掛重量 0.0t/m ³	0.0m ³
再生クラッシャーラン	見掛重量 0.0t/m ³	0.0m ³
砂	見掛重量 0.0t/m ³	0.0m ³

トラックスケール、荷姿及び納入伝票により確認する。



hの目安をトラックスケール計測結果により定め、積込ラインをダンプトラックに明示することにより積載量以下であることを目視確認する。

荷 姿

③その他

重量換算表

品名	単位重量	10t車
アスファルト合材	見掛重量 〇.〇t/m ³	〇.〇m ³
アスファルト塊	見掛重量 〇.〇t/m ³	〇.〇m ³
ダクトイル鑄鉄管	見掛重量 〇.〇t/本	〇.〇t
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

納入伝票若しくは、hの目安をトラックスケール計測結果により定め、積込ラインをダンプトラックに明示することにより積載量以下であることを目視確認する。

【記載例】 過積載防止対策

- ・車両への過積載を防止するため、新規入場者教育時及び朝礼時に、車両運転手及び重機オペレーターにその主旨の徹底を図ります。
- ・材料及び資材については、納品伝票で確認します。
- ・トラックスケール計測結果や自重計による確認を徹底します。
- ・トラックスケール計測結果に基づき運搬用ダンプには積載可能高さを明示したマグネットシートを貼り、トラック運転手及びバックホウのオペレーターが容易に過積載の有無が判断できるようにします。

【事例】



【留意点】

その他、現場状況に応じた対策について記述する。

1 2. 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令・仕様書等の規定を遵守のうえ、次のような項目の対策計画を記載する。

1. 騒音、振動対策
2. 水質汚濁
3. ゴミ、ほこりの処理
4. 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
5. 産業廃棄物の対応
6. 苦情対応
7. その他

【記載例：環境対策】

1. 騒音・振動対策

当該工事箇所は、人家があるために、重機やダンプトラック等のアイドリングストップを徹底します。作業中は空ぶかしや急発進・急停止、バケットの揺さぶり等、騒音や振動の発生原因となる行為をしないよう指導し、徹底させます。

2. 水質汚濁対策

舗装切断には、排水吸引機能付きの切断機械を使用し、発生する泥水が道路側溝や水路に流出しないよう回収し、建設汚泥として、適正に処理します。また、重機への給油やグリスアップの際に水路・道路排水等に油脂類が流出しないよう指導し、徹底させます。

3. ゴミ、ほこりの処理

現場内及び運搬経路等の防塵対策として、必要に応じて散水、清掃を実施する。

工事施工に伴う、廃材・残材などは、そのまま放置することなく、適正に処理します。

4. 苦情対応

周辺住民等から苦情が寄せられた場合は、内容を十分確認のうえ、対応状況とともに直ちに工事監督員に報告する。

【留意点】

その他、現場環境に応じた対策について記述する。

1 3 . 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、受注者としての自主的な配慮事項、取組みについて次のような項目の計画を記載する。

1) 仮設関係

(例)

I 工事説明・工事完成予想図の掲示。

II 仮囲いの美装、フラワーポット等の設置。

2) 安全関係

(例)

I バリケードのカラー化。

II 照明設備、電光式標識等の設置。

3) 営繕関係

(例)

I 現場事務所の快適化。

II 水洗式トイレ、洗面台の設置。

4) 現場環境改善の内容

現場環境改善費が計上されている工事は実施計画を記載する。(事例参照)

5) その他

現場環境改善実施計画 (事例)

項 目	実施する内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化、花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 避暑 (熱中症予防) ・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

1 4. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

設計図書及び再生資源利用の促進に関する法律に基づき、建設工事の受注者は建設資材を搬入又は、建設副産物を搬出する工事の場合、次の項目を記載し必要書類を作成して下さい。

※「建設発生土の搬出先の明確化等」の取組について、資源有効利用促進法省令の改正に伴い変更することとした。

<再生資源の搬入又は指定副産物の搬出前に実施すること>

(1) 再生資源利用（促進）計画書を作成して下さい。

ア) 建設工事の受注者は、建設資材の利用量及び建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず、**すべての工事**について本計画書を作成して下さい。

イ) **建設発生土を搬出する場合**には、以下の項目を確認し「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」（以下、確認結果票）を作成して下さい。

a. 搬出先が盛土規制法や造成行為に関する条例の許可地等であるなどの適正であることの確認

b. 発注者が行った土壌汚染対策法等の手續状況の確認

その結果を記載した 確認結果票 は、再生資源利用促進計画書に添付すること。

手續等の確認については、「確認結果票作成に当たっての解説（香川県）」を確認すること。

(2) 施工計画書に添付する書類

ア) 再生資源利用計画書

イ) 再生資源利用促進計画書 **(確認結果票含む)**

ウ) 建設廃棄物処理委託契約書の写し

エ) 産業廃棄物収集運搬業（又は処分業）許可証写し

廃棄物の処理を委託する場合には、運搬と処分それぞれについて「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを委託契約締結後速やかに提出する必要があるため、契約を締結している場合は施工計画書に添付して提出して下さい。

(注1) 提出時に委託契約が締結していない場合は締結後でもよい。

(3) 工事現場掲示書類・・・工事現場の公衆の見えやすい場所に掲示して下さい。

ア) 再生資源利用計画書

イ) 再生資源利用促進計画書 **(確認結果票含む)**

15. その他

その他、重要な事項について、必要により記載する。

(1) 官公庁への手続き（警察署、市町等）

(2) 地元への周知

(3) 創意工夫に関する実施計画（※）

・創意工夫に関する実施計画がある場合は、変更設計書作成時までに様式1～様式3で提出し「15. その他」のページに差し込むこと。無い場合は「無し、若しくは、該当無し」と記載すること。なお、参考までに「様式1」、「様式2」、「様式3」については、施工計画書の手引き巻末に添付している。

現場環境改善費が計上されている工事については「13. 現場作業環境の整備」に記載する現場環境改善実施計画の内容と重複しない事。

(※) 実施状況の提出件数は、創意工夫は10件、社会性等は5件を上限とする。

(4) 新技術・新工法の活用

・新技術、新工法のうち、優れた技術については、公共工事の品質や施工性等の確保・向上に貢献するものであることから、積極的に活用する。

・新技術、新工法の活用にあたっては、下記事項に基づいて、取組みの内容と効果、施工管理基準、施工管理結果に関する資料の取りまとめ方法等について、工事打合せ簿等の書面により、事前に工事監督員の施工承認を得ることが必要となる。

・承認を受けた新技術、新工法については、様式例を参考に施工計画書に反映すること。

1) 対象工種

現場の状況（現場条件、工事目的物等）を踏まえたうえで、品質や施工性等の確保・向上が図られることが確認され、かつ適切な施工管理基準に基づいた施工管理（工程管理、品質管理、出来形管理）が可能なものを活用し、対象については工種の制限を設けない。

2) 新技術、新工法の活用にあたり確認する事項

期待される効果や、適用条件の合致、国・都道府県等における施工実績、施工管理基準等について、次により確認する。

①(一財)土木研究センター等、公的な機関による審査証明の内容

②NETIS(新技術情報提供システム)における、技術の位置づけや事後評価の内容

③関係する技術基準、県の運用通知等

※施工管理基準 ・工程管理基準（施工手順、工程表等）

・品質管理基準（試験項目、試験方法、規格値、試験基準等）

・出来形管理基準（測定項目、規格値、測定基準、測定箇所等）

【様式例】当該工事で使用する新技術・新工法は以下のとおり

新技術・新工法の名称	期待する効果	適用する工種

※各工種・各工法に関する施工方法、施工管理については、「7. 施工方法」「8. 施工管理計画」等において、詳細を記載すること。

(5) その他

・総合評価方式を適用した工事のうち、「技術提案型」及び「施工計画型」の技術提案書（実施計画書【様式第4-1号】）は、「15. その他」のページに差し込むこと。

ただし、墜落事故、交通事故に関する技術提案書（実施計画書【様式第4-3-1号、4-3-2号】）は「9. 安全管理」のページに差し込むこと。

なお、(3)「創意工夫」、「社会性等」に関する提出様式（水道）は、電子データ（様式1、様式2、様式3共にExcel）により作成すること。様式及び提出事例は、香川県広域水道企業団ホームページ内に掲載しているため、下記からダウンロードのうえ作成すること。

■ 様式及び提出事例

香川県広域水道企業団 HP ➡ 事業者の方へ ➡ 各種様式ダウンロード ➡ 入札・契約制度（建設工事、測量・コンサル等）各種様式集 ➡ 「創意工夫」、「社会性等」に関する提出様式（水道）

【添付1：別表1 段階確認一覧】

別表1

段階確認一覧

一般：一般監督
重点：重点監督
1 / 4

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、幅、長さ 高さ、深さ 等	1回 / 1工事
河川土工 海岸土工 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化 した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤工)		プルゴリング 実施時	基準高、幅、現場密度 プルゴリング実施状況	1回 / 1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
パーカトルーン工	サトドレーン 袋詰式サトドレーン ハ°-パ°ドレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
締固め改良工	サトコンパクション パイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭 径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭 径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入 量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否	試験矢板+ 一般：1回 / 150枚 重点：1回 / 100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否	試験矢板+ 一般：1回 / 75本 重点：1回 / 50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土 質	
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
場所打杭工	リバース杭 オールシング杭 アースリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		鉄筋組み立て完了時	設計図書との対比、使用材料	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	支持地盤、長さ	一般：1回/3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比、使用材料	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数
鋼管井筒基礎工		打ち込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打ち込み完了時	基準高、偏心量	一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、長さ、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
重要構造物 函渠工(樋門、樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚アタッチ工 RC擁壁 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比、使用材料	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比、使用材料	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
水管橋		仮組立て完了時 (組立が省略となる場合を除く)	キャンバー、寸法等	一般：————— 重点：1回/1構造物

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
鋼板巻立て工	フチガ"定着"カ"穿孔時	フチガ"定着"カ"穿孔完了時	削孔長、径、間隔、孔内状況	1回/1 構造物
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合、材片の組合せ精度	1回/1 構造物
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、仮付け溶接の寸法・外観状況	1回/1 構造物
		溶接完了時	溶接部の外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回/1 構造物
		塗装完了時	外観状況	
軽量盛土工 (盛高 5m 以上)	発泡スチロール	施工完了時	基準高、幅、形状寸法密度、圧縮強さ、燃焼性	1回/1 工事 (1 試験ブロック)
	発泡ウレタン	施工完了時	基準高、幅、流量管理(充填)、密度、圧縮強さ、燃焼性	1回/1 工事 出来形 100m に 1 箇所以上
	気泡混合軽量土	施工完了時	基準高、幅、流量管理(充填)、砂質土、練り混ぜ、固化後	(施工延長 100m 未満の場合は 2 箇所以上)
橋梁工 (橋長 15m 以上)	PCプレテンション橋	工場製作途中	使用材料、鉄筋数量、平均間隔、かぶり、継手構造	1回/1 工事
吹付工	モルタル吹付 コンクリート吹付 厚層基材吹付 現場吹付法砕工	ラス張完了時	金網の規格、重合せ(必要により配筋) アンカーボルト類、厚さ測定用ピンの配置、固定 湧水箇所又は恐れのある箇所の処理	一般：10%程度 重点：20%程度
ボーリング工	集排水 ボーリング	完了時	検尺	一般：10%程度 重点：30%程度
アンカー工		完了時	アンカー工緊張管理	一般：30%程度 重点：60%程度

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
管路工事	管布設工	管路据付完了時	水圧試験	1回/1工事
	開削工	掘削完了時	土留工の構造、基礎地盤の状況、基準高 ※指定仮設工、矢板工に準じる	一般：30%程度 重点：60%程度
		基礎完了時	厚さ、幅、締固め状況	
		管据付完了時	管中心線、管天高、継手状況	
	推進工	立坑掘削完了時	土留工の構造、位置	1回/1工事
		推進開始時	推進機械設置高 鏡切状況 ※鏡切状況は発進立坑を対象とする。	全数
		路面覆工	設置完了時	1回/1工事
		推進完了時	管中心線、管底高、延長	一般：30%程度 重点：60%程度
	シールド工	掘進開始前	掘進機械設置高、鏡切状況	一般：30%程度 重点：60%程度
		一次履工完了時	管中心線、管底高、管径	
		二次履工完了時	管中心線、管底高、管径	
	弁室工（現場打ち）	鉄筋組立完了時又はコンクリート打設前	組立寸法、配筋確認	一般：30%程度 重点：60%程度
		埋め戻し前	躯体寸法、基準高	

注)・表中の「確認の程度」は確認頻度の目安であり、実施にあたっては、工事内容及び施工状況等を勘案のうえ、設定することとする。

なお、「%」で示されたものは、各段階毎の程度である。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事（別紙<参考>を参照）

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ その他

※ 上記表に記載されていない種別については、工事内容及び施工状況など勘案のうえ必要な場合は、追加設定することができる。

【添付2：別表2 施工状況把握一覧】

別表2

施工状況把握一覧

一般：一般監督
重点：重点監督

種 別	細 別	施工時期	把握項目	把握の程度
深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温等	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工(樋門、樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フィンギ工 RC擁壁 堰本体工 排水機場本体 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温等	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温等	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
盛土工 (道路、河川)		敷き均し、転圧時	使用材料、敷き均し、締固め状況	一般：1回/1工事 重点：2~3回/1工事
舗装工	路盤、表層、基層	舗設時	使用材料、敷均し、締固め状況、天候、気温、舗設温度等、	一般：1回/1工事 重点：1回/3,000m ²
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、 薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

- ・ 1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。
- ・ 一般監督：重点監督以外の工事
- ・ 重点監督：下記の工事（別紙<参考>を参照）
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

<参 考>

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。(重点監督という)

なお、対象工事は下記のイ～二のとおりとし、発注時に定めるものとする。

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事（対象工種のみ）
 - ・技術活用パイロット工事
 - ・標準歩掛のない新工法を用いた工事
 - ・その他これらに類する工事（歩掛調査工事他）

- ロ 施工条件が厳しい工事
 - ・鉄道又は現道上の橋梁工事
 - ・圧気潜函工事
 - ・堀削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
 - ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
 - ・軟弱地盤上での構造物
 - ・共同溝工事
 - ・ハイピア（躯体高30m以上）
 - ・その他これらに類する工事

- ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
 - ・一般交通に供する路面履工・仮橋等を有する工事
 - ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事（対象工種のみ）
 - ・その他これらに類する工事

- ニ その他
 - ・低入札工事（調査基準価格対象工事）
 - ・契約当事者が必要と認めた工事

【添付3：別表 中間検査実施基準】

別表

※丸ゴシック文字は、中間検査前の材料確認・段階確認結果・品質証明書等による書面検査

種別		実施基準	検査時期	検査項目		検査程度	検査密度等	
				出来形	品質			
基礎工	直接基礎	重要構造物*	床掘掘削完了時	基準高、幅、延長	支持地盤	独立構造物： 1回/1構造物 連続構造物： 最長区間等 で1回/1工 事	出来形：中央及び両端部で各1箇所以上 品質：1回/1構造物以上	
	杭基礎		既製杭	杭頭処理完了時	基準高、偏心量、杭長、 根入長		使用材料、 打込杭：支持力 鋼管杭：溶接 中掘杭：先端土質、電流値、 データ	出来形：杭5本につき1箇所以上 品質：全数検査 <品質検査項目は杭基礎施工標準による>
			場所打杭	杭頭処理完了時	基準高、偏心量、杭径、 根入長、配筋		使用材料、支持地盤	出来形：中央及び両端部で各1箇所以上 品質：1工事/1回以上
	置換工		掘削完了時	基準高(置換厚さ)、 幅、延長	支持地盤、使用材料		出来形：中央及び両端部で各1箇所以上 品質：1工事/1回以上	
	その他		上記に準ずる				上記に準ずる	
鉄筋工		重要構造物*及び橋梁床版(橋長10m以上)、フチングを有する場合は原則フチングを対象	鉄筋組立完了時	鉄筋数量、平均間隔、 かぶり、継手構造	鉄筋の固定方法、スパー種類・配置・数量、 使用材料、ガス圧接		出来形：主鉄筋平均間隔は1箇所/1種類以上、 その他検査項目は任意箇所	
堤防基礎工	直接基礎	堤体遮水ゾーン、底樋、洪水吐	床掘完了時	基準高、幅	支持地盤、透水性(底樋)	全箇所	別途運用で定める	
	置換工		置換、地盤改良完了時		支持力、透水性			
<p>※重要構造物：橋台・橋脚(橋長15m以上又は最大直高6m以上)、函渠(内空断面積4㎡以上)、RC擁壁(最大直高6m以上)、無筋擁壁(耐震考慮の場合)、水門(扉体面積10㎡以上、複数水門施工の場合は、その合計面積10㎡以上)、樋管・樋門(内空断面4㎡以上、ただし、D/D築堤部は2㎡以上)、床止工(築堤箇所の取付擁壁部)</p>								
土工	盛土補強工 (補強土壁・多数のカーボンプレキスルを用いた補強土工法)	盛高5m以上	施工時(控え長さが確認可能な時期)	基準高、高さ、厚さ(道路以外)、控え長さ、鉛直度(擁壁)	使用材料、現場密度	1回/1工事	出来形：100mにつき1箇所以上(施工延長100m以下の場合は2箇所以上)	
橋梁工	水管橋(鋼橋)	仮組立てが設計図書で義務付けられている場合	仮組立て完了時	キャンバー、寸法	使用材料、溶接		部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間につき1箇所以上	
橋梁工	落橋防止装置	跨線・跨道橋又は橋長15m以上で、引張抵抗型落橋防止構造のあと施工アンカー	固定アンカー施工完了時		使用材料、定着アンカー引抜試験、鋼製アンカー溶接		引抜試験：アンカー径毎に1本以上 溶接：全箇所	
アンカー工	現場吹付け法砕工(ロックボルト)	ロックボルト施工面積500㎡以上/1工事	施工中(原則として最終試験、グラウト施工後3日経過後)		使用材料、引抜試験(受入試験)		実地試験は1本/1工事以上、設計図書(施工計画書含む)で定めた「品質管理基準：その他」の試験結果は試験記録による書面検査とする	
	グラウトアンカー	全工事	施工中(グラウト強度発現時)		使用材料、適性試験			

種別	実施基準	検査時期	検査項目		検査程度	検査密度等	
			出来形	品質			
管路工	開削工	上水道	基礎完了時	基準高、幅、厚さ、締り状況	1回/1工事	施工延長40mにつき1箇所以上	
			管路据付完了時	基準高、中心線、厚さ、管接合		使用材料、施工品質	施工延長40mにつき1箇所以上(但しパソンの短い場合は、中央部1箇所) 上水道の管接合出来形・品質確認は、水道工事標準仕様書(日本水道協会)、管接合要領書(日本ダクタイル鉄管協会)の規定に準ずる
建築(新增築)	杭地業	階数(地階除く)3以上かつ延床面積500㎡以上の建物、又は延床面積1,000㎡以上の建物	杭頭処理完了時	偏心量、基準高、径	1回/1建築物	出来形は1本/5本	
	鉄筋工		鉄筋組立完了時(特定階立完了時)	鉄筋数量、平均間隔、かぶり、継手構造		使用材料、UT検査結果	出来形：主鉄筋定着長は1箇所/1符号程度以上、その他検査項目は任意箇所
	鉄骨業		鉄骨組立完了時(特定階組立完了時)	建て方精度		使用材料、UT検査結果、HTB管理記録	任意箇所
	防水工		下地処理完了時			下地処理状況、使用材料、施工種(次工程)	
	屋根工		下葺き完了時			下葺き状況、使用材料、施工種(次工程)	
建築(改修)	屋根工	単一工種の場合：当初請負金額2,500万円以上 大規模修復複数工種の場合：当初請負金額5,000万円以上主要な工種	下葺き完了時		1回/1工事	任意箇所	
	防水工、外壁工		下地処理完了時				下地処理状況、使用材料、施工種(次工程)
	内装工		主な工種の下地処理完了時				
	塗装工		下地処理完了時				
	建具工		枠等取付完了時	取付精度			使用材料、施工状況等
	耐震改修		RC壁増設、鉄骨ブレース設置、柱補強等あとアンカー完了時等				下地処理状況、使用材料、アンカー強度、施工状況等
	環境配慮改修		断熱工事、屋上緑化、危険物の除去等の下地処理完了時				下地処理状況、使用材料、施工種(次工程)
計装、機械、設備工	規格基準等の性能判定が製作工場で行わなければならない場合	工場製作完了時		試験、試験による性能確認	適時	必要全項目	
	運用中施設の使用前確認	更新施設切替え時		試験による機能・動作確認			
	完成時に確認できない隠蔽工事特に重要部分	施工完了、隠蔽前	取付精度	使用材料、施工状況等			
その他	実施基準第2の「中間検査の対象」の考え方に従い、本表記載事項以外で必要と認められるものは適切に検査項目を設定する 工場製作において、竣工検査時に性能判定結果が試験成績表又は写真等の書類で確認できる場合、原則として中間検査としての工場検査は実施しない。なお、目的物の重要度を勘案し、工事監督員が必要と認める場合は段階確認を実施する						

【添付4：様式1 創意工夫・社会性等に関する実施状況】

別添様式-1(水)

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		受注者名	
-----	--	------	--

創意工夫

技術力キーワード一覧表		
■施工関係		
<input type="checkbox"/>	1. 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	2. コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫	
<input type="checkbox"/>	3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	7. 照明などの視界の確保に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	10. 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	15. 特殊な工法や材料を用いた工事	
<input type="checkbox"/>	16. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。	
<input type="checkbox"/>	17. その他:()	
■品質関係		
<input type="checkbox"/>	18. 土木、設備、電気の品質向上に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	19. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	20. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	21. 配筋・溶接作業等に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	22. その他:()	
■安全衛生関係		
<input type="checkbox"/>	23. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入防護柵、手摺り、足場等)	
<input type="checkbox"/>	24. 安全教育、技術向上講習会等、安全パトロール等に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	25. 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	26. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	27. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	28. 厳しい作業環境の改善に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	29. 環境保全に関する工夫	
<input type="checkbox"/>	30. その他:()	
■新技術活用		
<input type="checkbox"/>	31. NETIS登録技術のうち、推奨技術、準推奨技術、活用促進技術を活用している(施工・品質等に効果のある場合に限る)	

社会性等

地域への貢献等キーワード一覧表		
<input type="checkbox"/>	周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。	
<input type="checkbox"/>	現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観にあわせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。	
<input type="checkbox"/>	定期的に応報紙の配布や現場見学会等を実施した、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。	
<input type="checkbox"/>	道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。	
<input type="checkbox"/>	地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。	
<input type="checkbox"/>	災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。	
<input type="checkbox"/>	その他:()	

- 【記入方法】
- 1) 該当する項目の□にレマークを記入する。
 - 2) 別途作成した個々の説明資料に記載した「提案番号」を右側□内に記入する。
 - 3) 各項目の「その他」に該当する場合は、理由を()内に記載する。
 - 4) 実施状況の提出件数は、創意工夫は10件、社会性等は5件を上限とする。

【添付5：様式2 創意工夫に関する実施状況（項目別説明資料）】

別添様式-2(水)

創意工夫に関する実施状況（項目別説明資料）

提案番号	
工事名	
項目	
提案内容	
(提案の説明)	※実施した理由、目的を必ず記載すること。
(効果・数量)	※原則として実施効果を定量的に記載すること。【記載必須】 ※実施数量・規模等を記載する。(数量・規模の大小で評価しようとするものではない)
(添付図・写真)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>《留意事項》 ※実施状況作成時は削除すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該工事に関連して、独自の工夫を実施した自主的な取り組みであり、かつ必要性のある効果的な提案であること。 2. 本説明資料にて、実施内容が適切に説明され、かつ効果内容が確認できること。 3. 次の事項に該当する場合、創意工夫では評価しないので注意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約図書、共通仕様書、施工管理基準、関係法令等により遵守すべき内容 ・ 当初設計及び設計変更において計上されている内容 ・ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に含まれている内容 ・ 提案が工事目的物を完成するために必要となる手順や工法に関連する場合で、施工計画書に記載のないもの、または事前に工事監督員との協議を行っていないもの ・ (効果)欄に具体的な記載がない場合 ・ 現場条件に適していない資機材（NETIS等）を使用した内容 </div>	

注 説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。提出件数については、10件を上限とする。

【添付6：様式3 社会性等に関する実施状況（項目別説明資料）】

別添様式-3(水)

社会性等に関する実施状況(項目別説明資料)

提案番号	
工事名	
項目	
貢献内容	
実施日	
(貢献内容の説明)	
(参加人数・効果等)※過度な内容でないことを、発注者が確認するために記載	
(説明のための図・写真等)	
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>《留意事項》 ※実施状況作成時は削除すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会性等は地域への貢献度の観点から評価する項目であり、工期内に工事箇所又は当該工事に関係する範囲で実施した内容であること。 2. 本説明資料にて、実施内容が適切に説明され、かつ効果内容が確認できること。 3. 次の事項に該当する場合、<u>社会性等では評価しない</u>ので注意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・契約図書、特記仕様書に記載されている内容 ・イメージアップ経費に含まれている内容 ・当該工事に携わっていない者や当該工事で使用しない建設機械での行為 (会社として取り組むものは原則評価しない) ・金品や物品の寄付行為 </div>	

注 説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。提出件数については、5件を上限とする。